

厚生労働科学研究の成果のまとめ (令和 7 年度)

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和 7 年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当課室が取りまとめた研究成果等を統合したものである。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会が確認した内容を記載している。

令和 8 年 7 月 22 日

厚生労働省

目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	1
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	2

I. 行政政策研究分野

1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	2
（2）統計情報総合研究事業	5
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	9
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	12
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業 . . .	15
3. 厚生労働科学特別研究事業	19

II. 疾病・障害対策研究分野

1. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	30
2. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	33
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	37
（3）難治性疾患政策研究事業	42
（4）腎疾患政策研究事業	45
（5）免疫アレルギー疾患政策研究事業	50
（6）移植医療基盤整備研究事業	54
（7）慢性の痛み政策研究事業	60
3. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	63
（2）認知症政策研究事業	66
（3）障害者政策総合研究事業	70
4. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	73
（2）エイズ対策政策研究事業	79
（3）肝炎等克服政策研究事業	83

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	87
2. 労働安全衛生総合研究事業	92
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	97
(2) カネミ油症に関する研究事業	102
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	105
(4) 化学物質リスク研究事業	111
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	114

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業
統計情報総合研究事業
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
倫理的・法的・社会的課題研究事業
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

がん政策研究事業
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
女性の健康の包括的支援政策研究事業
難治性疾患政策研究事業
腎疾患政策研究事業
免疫アレルギー疾患等政策研究事業
移植医療基盤整備研究事業
慢性の痛み政策研究事業
長寿科学政策研究事業
認知症政策研究事業
障害者政策総合研究事業
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
エイズ対策政策研究事業
肝炎等克服政策研究事業

III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業
労働安全衛生総合研究事業
食品の安全確保推進研究事業
カネミ油症に関する研究事業
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
化学物質リスク研究事業
健康安全・危機管理対策総合研究事業

※ 各研究事業の「4. 研究成果及び政策等への活用状況」のうち、「(2) 論文数などの業績（令和6年度終了課題について）」の件数は、研究者が厚生労働科学研究成果データベースに登録した件数（令和8年6月26日時点）を記載している。なお、同データベースは当初の終了予定年度で課題を管理している。このため、令和5年度終了予定とされていた課題（令和6年度から繰り越して、令和7年度に終了した課題）は件数に含まれない。

2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
関係部局	医政局、社会・援護局、政策統括官付政策統括室、保険局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	295,828	26	23
令和6年度	295,828	23	22
令和7年度	279,178	22	21

3. 研究事業の目的

医療・介護・福祉・年金・雇用等の社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を明らかにする。これにより、効果的・効率的な社会保障施策立案に資する成果を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究（令和5～7年度） 出産費用の実態把握を行い、公表項目や対象医療機関等を含めた費用情報の整理方法を検討した。研究成果は、分娩取扱施設情報提供ウェブサイト「出産なび」の開設につながるとともに、「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」における、出産費用等の見える化に関する議論にも活用された。 ○分娩取扱施設における出産に係る費用構造の把握のための調査研究（令和6～7年度） 分娩取扱施設における出産に係る費用構造や経営状況の調査を行い、医療保険部会等で出産に対する支援の強化の検討に活用された。

○急性期、回復期、慢性期の入院患者の疾病や治療を踏まえた患者の状況等に応じた看護・ケアに関する指標の開発及び評価体系の検討に資する研究（令和6～7年度） 重症度、医療・看護必要度におけるB項目の活用例を複数まとめ、中央社会保険医療協議会の資料として活用された。 ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
（2）論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
26	275	23	3	135	25	0	0	23	5

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造が大きく変化している。これに伴い社会保障費は増大し、社会保障のあり方が問われている。こうした状況において、持続可能な社会保障制度の構築に向けた不断の見直しは、未来への投資として、わが国にとって最重要の課題の1つである。本事業では、医療、介護、福祉、年金、雇用等の各制度が内包する課題に対応し、社会保障の機能強化と経済成長に貢献するための研究が実施された。また、エビデンスに基づく質の高い施策立案が求められる中、分野横断的な研究課題を推進し、理論的・実証的な研究が実施された。
効率性 の観点 から	研究課題は、省内関係部局との調整の下、施策推進に真に必要で緊急性の高いものが設定された。また、マニュアル等の作成や診療報酬改定の基礎資料の作成等、具体的なアウトプットを設定して、目標達成管理を行った。また、事前・中間評価等において、外部有識者から構成される評価委員会で適切な評価を行い、効率よく、優れた研究課題が採択された。
有効性 の観点 から	多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果は、医療、介護、福祉、年金、雇用等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用された。また、中長期的な社会保障施策の検討に必要な基礎データの蓄積にも寄与した。

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能かつ適切な制度の構築には、医学、社会学、経済学、法学、統計学等、広範な分野にわたる検討が必要である。今後は、AIによるビッグデータの解析等新たな研究手法の導入に加え、研究者間及び研究機関間の連携を強化し、研究体制の充実を図るべきである。また、国民の健康に直結する研究成果は、学術的評価を踏まえ、政策立案に寄与するエビデンスとして活用されるよう、積極的に普及啓発すべきである。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

- 出産育児一時金の見直しを踏まえた出産費用の分析並びに産科医療機関等の適切な選択に資する情報提供の実施及び効果検証のための研究（令和5～7年度）
ウェブサイト「出産なび」

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付保健統計室
関係部局	政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付国際分類情報管理室、社会統計室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	27,262	8	4
令和6年度	27,262	7	6
令和7年度	26,671	8	6

3. 研究事業の目的

本研究事業は、厚生労働施策を統計面から効果的に支えるため、公的統計の適時かつ確実な提供を目指す。そのため、統計情報の収集・分析・公表手法の改善、統計の精度向上、国際基準への整合、及び利活用促進のための基盤整備を行う。これにより、医療・介護・福祉・年金・雇用など制度の課題抽出・解決に資するエビデンスを創出し、世界保健機関（WHO）が勧告する国際統計基準の開発・改定にも貢献する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○ICD-11 の適用を通じて我が国の死因・疾病統計の向上を目指すための研究（令和5～7年度）においては、国際疾病分類第11版（ICD-11）に対応した新しい死因・疾病分類表の作成に必要な基礎資料を作成し、活用された。 ○International Classification of Health Interventions（ICHI）の国内普及の更なる促進に資する研究（令和6～7年度）では、WHO-FIC ネットワークでICHI に特化した作業を行うために設立された新たなグループ HIRG への参画、ICHI 関連会議への参加による海外事例の最新情報収集や日本からの意見発信、ICHI テキストの更新、全国研修が行われた。得られた知見は今後我が国でのICHI 普及と活用事例の検討に活用される。 ○傷病統計における NDB データの利用可能性の検証に関する研究（令和6～7年度）では、NDB データの傷病に関する情報を整理し、NDB データの利用の提言

(患者調査に係る提言を含む)がとりまとめられ、得られた知見は令和8年以降に実施される患者調査の企画に活用される。 ○我が国における ICD-11 によるコーディングの普及・教育に資する研究(令和7～9年度)では、ICD-11 と ICD-11 コーディングのための教材及び教育メソッドの開発、諸外国における ICD-11 導入状況調査が実施された。得られた成果は ICD-11 を国内の統計分類に適用する際に活用される。 ○International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF、国際生活機能分類)の多様な現場での実用化と統計への応用に向けた研究(令和7～8年度)では、多様な現場での ICF 実用化に向けた採点基準やマニュアルの改訂、心身機能、活動と参加の領域における既存の臨床スケールの ICF 項目への対応付けが実施された。得られた成果は我が国の臨床に根差した包括的な生活機能評価の普及に活用される。 ○介護サービス施設・事業所調査の統計精度向上に資する調査研究(令和7年度)では、本調査の改善に向けた検討に必要な提言が得られ、令和8年以降に実施される本調査の企画・調整業務などに活用される。 ②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績(令和7年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	8	5	1	25	14	0	0	2	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	厚生労働統計は、政策立案のための重要な基礎情報であるとともに、国民の合理的・公正な意思決定を支える重要な基盤である。社会保障を取り巻く環境の変化に対応するため、厚生労働統計は国民や行政のニーズに適時、適切に応えつつ、その有用性を確保することが必要である。 本事業では、統計調査の効率化と精度向上を図り、政策評価に資するエビデンス創出に必要な研究が実施された。また ICD-11、ICHI、ICF など WHO が作成する国際統計分類に関して、国際比較や国内適用に必要な研究が実施された。
効率性 の観点 から	研究計画等の妥当性を省内外の動向を踏まえて評価し、必要性、緊急性及び重大性の高い研究を優先的に採択した。これにより、限られた予算の中で効率的に研究事業を推進した。また、定期的実施される統計調査や、WHO の動向を踏まえた研究計画・実施体制を有する課題

有効性の観点から	を採択し、目標・成果を適切に管理した。さらに、調査手法の効率化に資する研究を推進し、統計調査の効率化も図った。 本研究事業により妥当性の高い統計データの作成に関する知見及び国際比較可能性の向上に直結する知見が得られた。これにより、統計調査の効率的な実施や国際統計分類の国内の臨床現場などでの利活用の促進に資する。また、種々の政策、特に保健医療政策に直結するようなエビデンスの創出につながることが期待される。さらに、研究成果から得られたデータや知見は国際機関に提出され、国際貢献という視点からも有効性は高い。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和7年度に実施した課題は目的とする成果が十分に得られた。特に、傷病統計における行政記録情報である National Database (NDB) の利用可能性についての提言及び患者調査の回答者負担の軽減に資する提言は評価できる。令和8年度には ICD-11 準拠統計基準施行を見据えて、諸外国の ICD-11 導入状況を鑑み、わが国の統計の継続性を考慮した移行への提言やコーディング教材開発を推進する。さらに、我が国の公的統計へ ICD-11 が導入された場合の影響を評価する予定である。

< 参考 > 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

International Classification of Health Interventions (ICHI) の国内普及の更なる促進に資する研究 (令和 6 ~ 7 年度)

「ICHI 研修会の実施」

令和 7 年 12 月 8 日

関係者各位

令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金
行政政策研究分野 政策科学総合研究 統計情報総合研究事業
「International Classification of Health Interventions
(ICHI) の国内普及の更なる促進に資する研究」
研究代表者 川瀬 弘一 (聖マリアンナ医科大学・理事)
(公印省略)

「令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金研究事業 ICHI 研修会」のおしらせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より多大なご支援ご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、令和 7 年度厚生労働科学研究「International Classification of Health Interventions (ICHI) の国内普及の更なる促進に資する研究」では、以下の通り ICHI (保健・医療関連行為に関する国際分類) の研修会を企画しております。ぜひご参加賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

● ICHI 研修会 (全て現地開催のみ)

会場	日 時	場 所
東京	1 月 17 日 (土) 14:00~18:00	TKP 新橋カンファレンスセンター (東京都 千代田区 内幸町 1-3-1 幸ビルディング 13 階) カンファレンスルーム 13B
香川	1 月 31 日 (土) 14:00~18:00	TKP 高松カンファレンスセンター (香川県 高松市 浜ノ町 1-20 TAKAMATSU ORNE 南館 3 階) カンファレンスルーム 3D

● 申込方法: 下記 URL または右 QR コードより申してください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfYTY_ZmrvCCdVvLREc66d2hQ9hGYoJ_Tq2AKZh_k6I66i_oA/viewform?usp=preview

- ・参加費: 無料 (交通費等の支給なし)
- ・締切: 定員 (各 30 名) に達し次第締切 (締切: 12 月 25 日 (木))
- ・持ち物: パソコン、タブレットを用いた ICHI 検索を行いますので、各自ご持参ください。

※会場には WiFi を手配予定です。

※スマートフォンでも研修可能ですが、出来ればパソコン、タブレット PC をお持ちください。

この件についての問い合わせ先・

whoficichi@gmail.com



以上

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究 ICT 基盤構築・人工知能実装 研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	医政局医事課、看護課、研究開発政策課、医療情報担当参事官室、医薬局医薬安全対策課、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	340,441	18	12
令和6年度	345,441	23	14
令和7年度	312,758	18	12

3. 研究事業の目的

生成 AI（対応関係を持って学習させた内容とは別の、新たな回答を生成できる AI）の急速な進展を背景に、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」の施行や「人工知能基本計画」の策定等、生成 AI 技術の安全な活用と社会実装を進めるための制度整備が求められている。これらを踏まえ、保健医療分野における ICT・AI の開発・利活用を促進し、医療データの利活用環境の整備や AI の社会実装に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～7年度） 全国の医療機関が安全、安心かつリーズナブルな費用で医療 AI サービスをクラウド上で利用できることを目標にした。医療機関のネットワーク環境の実態調査、技術的課題抽出等を行い、最適なネットワークセキュリティ構成やシステム監査のルールを示した。これらの結果を踏まえ、提言を作成した。 ○「ICTを基盤とした卒前卒後のシームレスな医師の臨床教育評価システム構築のための研究」（令和6～8年度）

臨床手技修得度評価について、手技に関する評価ルーブリック及び評価方法マニュアルの作成などがなされた。 ○「生成 AI を活用した薬事承認申請・審査関連文書作成の推進のための研究」（令和 7～9 年度） パイロット研究とは別の医師主導治験を題材に総括報告書（CSR）自動作成の精度向上を図り、試験概要や審査報告書等の承認申請情報サマリーを自動作成する初期モデルを構築した ②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
（２）論文数などの業績（令和 7 年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
13	38	4	1	23	5	2	0	0	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	医療データを安全かつ円滑に使用できる環境を整備し、ICT や AI の開発・実装を加速化した。医療現場の負担軽減につながる行政施策の実施のために必要不可欠である。 生成 AI 技術の急速な進展を背景に、AI の安全な活用と社会実装を進めるための制度整備が求められている。 ICT・AI の 開発や社会実装に必要な環境整備・課題抽出を行う研究が実施されており、必要性が高い。
効率性 の観点 から	各戦略や保健医療分野 AI 開発加速コンソーシアムで求められる課題を採択し、厚生労働省内の関連部署から幅広く開発ニーズを聴取した。医療提供現場や医療教育のニーズに適合した ICT・AI 開発に効率的に行われた。中間評価及び早期の事後評価により、その結果を研究班にフィードバックし、効率的な事業運営が図られた。外部有識者から構成される評価委員会で公正かつ時代に即応した研究評価を行うことで、効率的に研究を推進できる仕組みを構築した。
有効性 の観点 から	研究成果は、ICT や AI の活用による医療の質の向上、均てん化、診療支援基盤の構築やデータ利活用推進に寄与する。具体的には、医療 AI のクラウド利用に関する技術的課題の整理及びそれを踏まえた提言、臨床手技修得度評価に関するマニュアルの作成等、医療現場の負担軽減や教育の質向上につながる成果が得られており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

保健医療分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展に伴い、医療データのセキュリティ確保や、AI 導入における課題抽出と対応方策の検討が肝要である。また、生成 AI の進展を背景に、AI の安全な活用と社会実装を進めるための制度整備が引き続き求められる。今後は、ICT・AI 開発の環境整備に関する研究、データ利活用状況等の調査研究、医療現場の負担軽減や医療の質の均てん化・精度向上に繋がる研究を実施する必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「クラウド上の医療 AI 利用促進のためのネットワークセキュリティ構成類型化と実証及び施策の提言」（令和5～7年度）をはじめとした本事業における研究の成果が、第45回医療情報学連合大会（令和7年11月開催）にて発表された。

第45回医療情報学連合大会
(第26回日本医療情報学会学術大会)

医療DXがもたらす医療情報新時代

会 期：2025年11月12日(水曜日)～11月15日(土曜日)
会 場：アクリエひめじ（兵庫県姫路市）

大会長：山下芳範（福井大学）
プログラム委員長：木村映善（愛媛大学）
実行委員長：竹村匡正（兵庫県立大学）
総務委員長：花田英輔（佐賀大学）

大会事務局
福井大学医学部附属病院医療情報部内
第45回医療情報学連合大会 大会事務局
〒910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合井23の3
Mail: secretariat@jsmi45.org
Web: https://www.jsmi45.org

運営事務局
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
事業共創部コンベンション第二事業局
〒105-8335 東京都港区芝3-33-1
セレスティン芝三井ビルディング12階
E-mail: jsmi45@jtbcom.co.jp

提 供：姫路市

「生成 AI を活用した薬事承認申請・審査関連文書作成の推進のための研究」（令和7～9年度）の研究状況について、第2回医薬品開発協議会（令和8年2月27日）にて報告がなされた。

**③ 令和7年度厚生労働科学研究費補助金（臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業）
生成 AI を活用した薬事承認申請・審査関連文書作成の推進のための研究**

○ 生成 AI を活用し、医薬品、医療機器等の承認申請に係る承認申請資料等を効率的かつ高精度に作成するための技術基盤の構築、社会実装に向けた方向性の提言を行う。

<目的>
近年では大手製薬企業のみならず、アカデミア発の医師主導治験やスタートアップ企業による開発が活発化しており、総括報告書（CSR）や承認申請資料の作成を高い信頼性かつ短期間で行うことは大きな負担となっている。また、医薬品医療機器総合機構（PMDA）にとっても、届出文書の質が審査の迅速性・正確性に直結するため品質確保が重要であり、審査報告書の作成においても多くのリソースを費やしている。また、海外においては、米国食品医薬品局（FDA）において審査業務を効率化するために大規模言語モデルである ELSA が導入された。日本では国立がん研究センター中央病院（NCCH）が行った生成 AI を活用した CSR 自動作成のパイロット研究の結果、8割以上の出力が補修正以下で実用可能という成果を発表している。これらの成果を踏まえ本研究では、生成 AI 技術を活用し、CSR や医薬品、医療機器等の承認申請に係る情報のサマリー（審査報告書を含む）を効率的かつ高精度に作成するための技術基盤の構築、社会実装に向けた方向性の提言を行うことを目的とする。

研究期間：令和7年10月～（3カ年計画の1年目）
研究代表者：中村 健一（国立研究開発法人 国立がん研究センター）
研究費：30,000千円（令和7年度）
研究の進め方

<各年度の目標>
令和7年度：
パイロット研究とは別の医師主導治験を題材に CSR を自動作成し、さらなる精度向上を図る。PMDA では、承認申請情報サマリーを文書生成により作成し、初回モデルを構築するとともに、文書生成 AI を活用した研究現場の調査を実施。初期モデルの改善に向け、関係者の協力を得て検討事項を整理する。
令和8年度：
初年度とは異なる複数の医師主導治験を題材に CSR の自動作成に乗り組むとともに、他機関の資料を用いた CSR 自動作成も検討し、より汎用性のある技術基盤を構築する（企業治験への適用可能性の検討を含む）。承認申請情報サマリーの自動作成に必要なプロンプトの改修は関係者の協力を得ながら行う。あわせて海外での活用状況の調査を行う。
令和9年度：
ベンチャー企業など NCCH 内で CSR 自動作成が実用化できる体制を構築する。PMDA では、承認申請情報サマリー作成のプロンプトのさらなる改善とともに、質の向上を図るよう調査員として整理する。これらを通じて、薬事関係における AI 活用に関して、将来的な規制整備や活用推進に向けた提言を行う。

図1 研究の進め方

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的・法的・社会的課題研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	医政局研究開発政策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	7,250	5	2
令和6年度	7,250	1	1
令和7年度	7,093	1	1

3. 研究事業の目的

最先端技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないよう、新たな技術に伴う倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues、以下「ELSI」という。）を抽出し、その影響度等に応じた政策を立案、実施することが必要である。本研究事業は、人工知能（AI）とゲノム医療に焦点を当て、ELSIの抽出と検討を行い、解決策の提言やガイドライン作成に向けた検討を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要									
① 目的とする成果が十分に得られた事例									
「ゲノム情報による不当な差別等への対応方針策定とゲノム医療の啓発に関する研究」（令和7～8年度）									
ゲノム情報（遺伝情報）に基づく不当な差別の事例収集や、小学校高学年から高校生までを対象とした啓発資料の内容を検討し、作成を進めた。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例									
該当なし									
（2）論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康・医療関連に関する ELSI は多く存在し、課題の抽出、解決に向けた研究が求められている。特に、ゲノム分野においては、国民が安心してゲノム医療を受けるための社会的不利益への対応策や指針の提案等が期待される。ゲノム医療、ICT、AI 等の科学技術の進展に伴う ELSI をリアルタイムで検討する本研究事業は、社会実装とより一層のイノベーションの推進に必要不可欠である。
効率性 の観点 から	中間評価委員会の評価結果を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究の継続が図られた。また、外部有識者による評価、ゲノム解析や AI 技術に焦点を当てることで、生命科学・医学系研究全体に共通する ELSI の解決に向けた提言を効率的に行った。さらに、関連部署へのニーズ聴取等により、各種の先端研究の進捗状況の把握と同時並行で研究を実施することができた。これにより、新たな科学技術の社会実装を効率的に進めることが期待できる。
有効性 の観点 から	人文社会科学及び自然科学の観点から課題抽出や重要度等の評価を行い、社会的便益、コスト等を踏まえた政策検討に資する成果が得られた。また、ゲノム医療に関する理解促進のための普及啓発資材案の作成及び啓発活動が行われた。したがって、新たな科学技術の社会実装の推進に有効であると評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

多角的な議論が必要となる事業であるが、事例の収集等を踏まえ、解決策の提言等に向けて引き続き検討を進めることが求められる。
--

＜参考＞令和７年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

国際会議（Genetic Discrimination Observatory（GDO））の第６回年次会への参画を行った（講演名；「Kaori Muto. Genetic Discrimination under Japan's Genomic Medicine Promotion Act. Genetic Discrimination Observatory 6th Annual Scientific Meeting, December 10-11, 2025.」）。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
主管部局（課室）	大臣官房国際課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	41,250	6	6
令和6年度	41,250	9	8
令和7年度	39,922	13	10

3. 研究事業の目的

地球規模の保健課題に対し、我が国の保健医療分野の知見や経験を活かし、限られた財源の中で効果的・効率的に国際保健に貢献することが重要である。そのためには、保健分野における国際政策を戦略的に主導し、国際技術協力等を強化する必要がある。本事業では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を中心とした国際政策主導、国際技術協力、人材育成等を推進する行政施策の基盤構築等に資する研究を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（１）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「世界の健康危機への備えと対応の強化に関する我が国並びに世界の戦略的・効果的な介入に関する研究」（令和5～7年度） パンデミック協定や国際保健規則（IHR）を中心に、国際的な健康危機対応体制の強化に向けた分析を行った。成果はパンデミック協定の議論や国際交渉に活用された。 ○「カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」（令和5～7年度） ヘルスケアのサプライチェーンにおいて脱炭素化対策の介入ポイントとなる項目別に GHG 排出量を算定する方法論が開発された。また、介護施設における低炭素電源の導入及びカーボンフットプリントの小さい介護予防策の促進が重要で

あることが示唆された。これらの研究成果は、今後の持続可能なヘルスケアのシステム設計に活用される。 ○「国際保健分野における取り残された課題の分析及び我が国の国際保健施策の立案に資する研究」（令和6～7年度） アジアにおけるケア負担の女性偏重やジェンダー格差、ウェルビーイング低下が共通課題であることを明らかにした。今後、父親の育児・介護参加の促進やケア労働の評価改善などの政策設計、国際保健施策に活用される見込みである。 ○「グローバルヘルス分野の国際機関におけるキャリア形成と幹部人材育成ならびにガバナンス会議における効果的かつ戦略的関与に資する研究」（令和5～7年度） 国際機関幹部に必要な能力やキャリア形成要件を体系化し、具体的な人材育成プログラムと教材が開発された。今後、我が国の国際保健分野における人材戦略や研修制度に活用され、国際機関におけるプレゼンス向上に資することが期待される。 ○「世界保健機関（WHO）のガバナンス強化に資する研究」（令和7～8年度） WHO ガバナンスの構造的課題を分析し、国際環境の変化を踏まえた問題点を体系的に明らかにした。今後、WHO における意思決定プロセスの改善、我が国によるWHO への関与の在り方の検討等に活用される見込みである。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。									
(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
7	4	11	9	20	23	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、国際社会が連携した持続可能な保健システム構築の必要性が高まっている。UHC を含む国際保健課題において、我が国が主導的役割を果たし、国際的プレゼンスを高めることが求められている。したがって、本研究事業は、パンデミック対応や健康危機への備えとして、重要かつ不可欠である。
効率性 の観点 から	国際保健分野の政策立案、交渉等に研究成果を効率的に活用できるよう、当該分野の専門家の参画や担当職員による研究状況の把握がなされた。また、行政施策に活用できる成果を効率的に産出する体制が構築さ

	れていた。さらに、最新の国際保健の動向を踏まえた研究推進や、事前・中間・事後評価を通じた研究管理により、効率的な事業運営が行われた。
有効性の観点から	国際保健政策の企画立案や国際会議等での議論の基盤形成に資する研究成果が得られた。これらの成果は、SDGs や UHC に関する議論において実際に活用され、政策議論を牽引したことからも、有効であったと評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

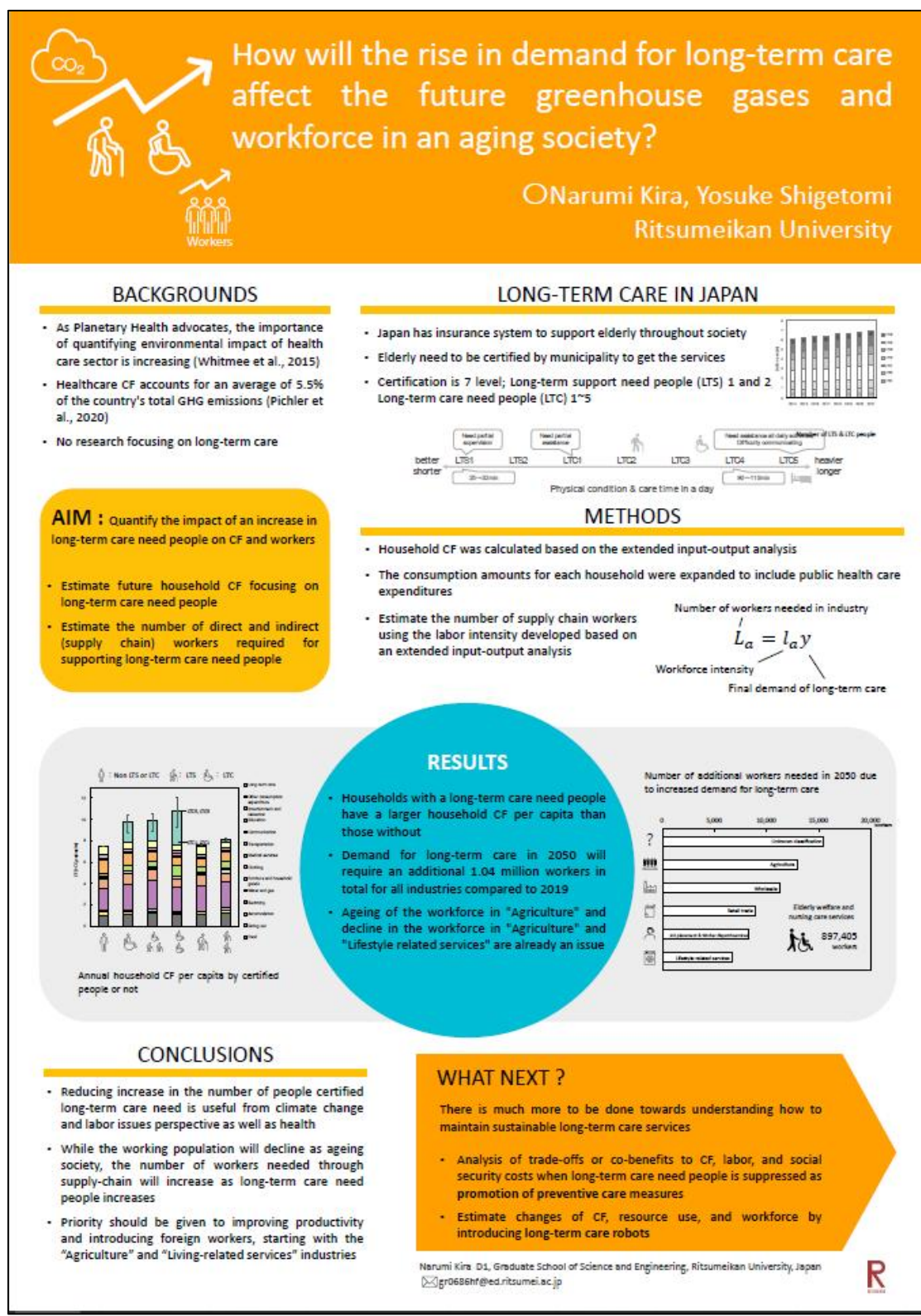
国際保健分野における戦略的立場の明確化や、国際機関等との連携に関する知見が得られた一方、研究成果の政策への反映プロセスの体系化が必ずしも十分ではなかった。具体的には、研究班ごとの分析成果が個別に活用される傾向があり、知見の横断的な統合が十分に確立されていなかった。

今後の課題として、急速に変化する国際議論の動向を的確に把握し、それを踏まえた政策提案力のさらなる強化が求められる。また、国際保健における関係者の多様化や、中国やグローバルサウス等の新興国の台頭を踏まえ、我が国のプレゼンスを持続的に高めていくための柔軟なアプローチを模索する必要がある。さらに、エビデンスに基づく政策立案を支える分析体制の強化や分野横断的な知見を統合できる人材の育成は引き続き重要な課題である。

近年、米国が WHO 脱退を表明するなど、国際保健情勢は大きな転換点を迎えており、多国間主義を強く支持する我が国にとって、保健に関する国連の専門機関である WHO への関与は一層重要性を増している。こうした状況を踏まえ、制度的課題への戦略的対応や UHC 行動計画の実装、日本が G7 議長国となる 2030 年を見据えた実践的提言と人材育成に向けて積極的に取り組む必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○カーボンニュートラル社会におけるヘルスケアシステムの設計と転換策の提案のための研究」（令和5～7年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	省内関係部局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	380,667※ ¹	44	44
令和6年度	380,667※ ²	44	44
令和7年度	295,911	53	53

※1 令和5年度第1次補正予算144,000千円を除く。

※2 令和6年度第1次補正予算70,476千円を除く。

3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や、社会的要請の強い諸課題に対しては、緊急かつ効果的な行政施策の立案・実施が求められる。一方で、こうした課題は緊急性が高く、既存の研究事業では迅速な対応が困難な場合がある。このため、本研究事業では、特に緊急性が高く、政策判断に直結する課題について、機動性の高い先駆的な研究を支援・実施する。これにより、課題解決に向けた新たな科学的基盤を構築するとともに、研究成果を短期間で集約し、速やかに厚生労働省の行政施策へ反映させることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
③ 目的とする成果が十分に得られた事例 1. 軽度・中等度難聴の診療の手引きの作成に向けた研究（令和7年度） 小児難聴患者に対しては診療指針が示されつつある一方で、成人の軽度・中等度難聴患者については、難聴の早期発見の体制や予防方法、難聴診断後の対応や補聴器適合などに関する確立された診療指針が示されていないことから、医師、言語聴覚士、認定補聴器技能者等が統一した考え方の下で成人の軽度・中等度難聴患者に対応することができるよう、軽度・中等度難聴の診療の手引きを作成した。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から、補聴器相談医や日本言語聴覚士協会等に配付する（約7,000部）とともに、第9回難聴への対応に関する連絡会議（令和8年3月25日）において、資料として活用された。今後、厚生労働省のHP等に公表予定である。

2. 加熱式たばこの化学的特性と健康リスクに関する科学的エビデンス構築に係る研究（令和7年度）

喫煙者のうち加熱式たばこを使用している割合は年々増加傾向にあり、これに伴い、加熱式たばこに関する国内外の科学的エビデンスを体系的に収集・整理する必要性が高まった。このため、文献レビュー等を速やかに実施し、「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」を公表した。本取組により、分散していた知見が体系的に整理され、加熱式たばこに関する現時点の科学的エビデンスを整理することができた。第5回受動喫煙対策専門委員会（令和8年5月21日）において、資料として活用された他、今後は、国民の健康増進に関する政策のエビデンスとしての活用が期待される。

3. ICD-11の正しい理解と普及のための入門ガイドの開発（令和7年度）

2027年1月から統計基準として、ICD-11（2023年版）に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が施行予定であることから、ICD-10からICD-11への移行期における基礎的理解の支援及び医師、研修医、診療情報管理士等の医療従事者のICD-11の位置付けや役割の正しい理解の促進のため、ICD-11に準拠した『ICDのABC』を新たに作成し、厚生労働省のHPに公表した。

ICD-11（2023年版）準拠統計基準は、統計法に基づく統計調査に使用されるほか医学的分類として医療機関における診療録の管理等に活用されることが見込まれることから取組の意義は非常に高い。

4. 新たな歯科医師臨床研修到達目標を踏まえた歯科医師臨床研修指導ガイドライン構築のための調査研究（令和7年度）

歯科医師臨床研修では医師臨床研修とは異なり統一的な指導ガイドラインが存在せず、実態は各臨床研修施設等に委ねられていることから、指導体制・労務環境等の実態調査を実施した。そして、到達目標、研修方略、到達目標の達成度の評価、指導体制・環境、研修歯科医の労務環境、歯科医師臨床研修制度に関するQ&Aからなる6章構成の「歯科医師臨床研修指導ガイドライン」を作成した。今後、令和8年度に改正した歯科医師臨床研修制度において活用するため、厚生労働省HP等で公開予定である。

- ② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
13	7	13	1	70	6	0	0	13	34

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業の目的に基づき、国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題を解決するための研究課題を多数実施し、これらの課題解決に資する新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策へ活用することができた。 特に緊急性の高い研究課題を迅速に実施できる体制は他の研究事業では実現が困難であり、厚生労働科学研究の発展において本研究事業は必要不可欠である。
効率性 の観点 から	本研究事業は原則として単年度の研究であることから、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各分野の研究事業における事前評価に基づき研究を実施する等、各部局との連携のもとに効率的に実施した。 所管課室から提案された研究課題は、成果を短期間で集約するため、実施体制を精査したうえで実施された。また、研究内容に照らして研究経費が適切に見積もられており、必要最低限の費用で効率的に遂行された。
有効性 の観点 から	これまでの研究成果は、関連する審議会、検討会等における検討のための基礎資料とされる等、厚生労働省の各部局における施策の企画・立案・実施等のために適宜活用されており、事業の目的に沿った成果を得た。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。したがって、短期間でより効果的な成果を得るためには、研究計画の時点から施策への寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が求められる。今後もこうした点を踏まえ、本研究事業を実施する必要がある。

< 参考 > 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

1. 軽度・中等度難聴の診療の手引きの作成に向けた研究（令和 7 年度）で作成した手引き及び難聴への対応に関する連絡会議資料

軽度・中等度難聴の診療の手引き — 概要 —

（令和8年3月17日発行）

令和7年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業） 25CA2005 令和7年4月14日～令和8年3月31日

研究代表者：大森孝一（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 理事長）

背景

軽度・中等度難聴は、幅広い年齢層に認められる疾患であり、生活の質（QOL）や認知機能、社会参加に多様な影響を及ぼす。外見上わかりにくく、周囲の理解を得にくい。

制度上の課題

身体障害者福祉法の対象とならない中等度難聴では意思疎通が難しいことがあり、周囲からの合理的配慮が必要である。

本書の目的

臨床現場で遭遇する頻度が高いにもかかわらず体系的な診療指針が不足していた軽度・中等度難聴に焦点を当て、日々の診療で役立つ実践的な指針をまとめた。

活用の効果：多職種連携

医師、言語聴覚士、認定補聴器技能者等が統一された方針を理解して対応可能となる。

難聴管理

定期的な難聴指導管理を医師が主体となって提供することで、適切な介入を継続的に行うことが可能となる。

軽度・中等度難聴の診療の手引き

編集 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

日耳鼻会員数
： 11,318名
補聴器相談医数
： 5,495名
（R8.3.19現在）

【主な手引き配付先（概数）】
補聴器相談医（5,500）＋専門研修プログラム
連携施設（800）＋医療機関（82施設×5冊
＝410）＋日本言語聴覚士協会等（290）＝7,000

次のステップ：障害に至らない難聴者に関する生活の質の向上に関する調査
軽度・中等度難聴者の実態調査により、補聴器などの聴覚補償の課題や介入効果、QOL 評価を明らかにし、適切な対応策が求められる。

2. 加熱式たばこの化学的特性と健康リスクに関する科学的エビデンス構築に係る研究（令和 7 年度）で作成した加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理及び受動喫煙対策専門委員会資料（抜粋）

加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理（目次）

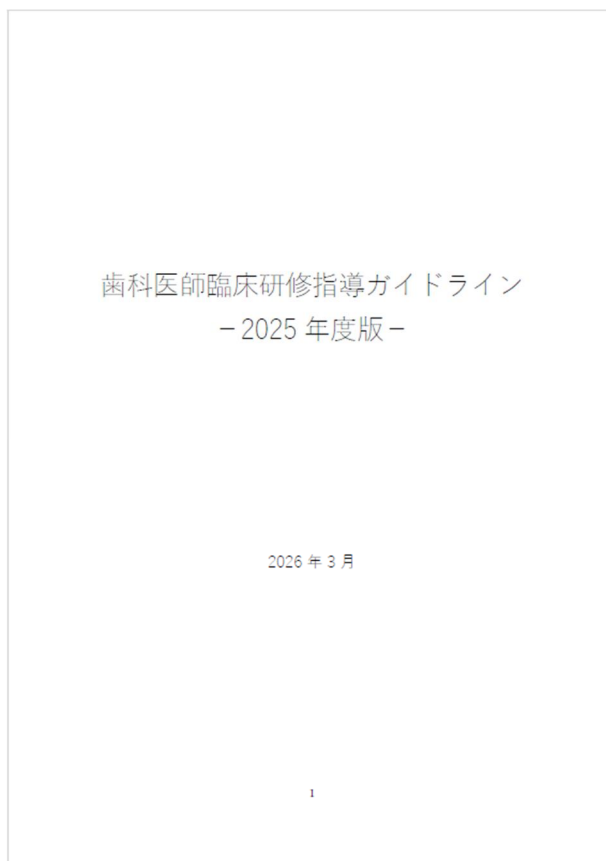
厚生労働科学特別研究事業（研究代表者：牛山明 2025年10月～2026年3月）において「加熱式たばこに関するこれまでの知見の整理」を作成

第1章 総論・背景 1.1 加熱式たばこの出現と世界的普及動向 1.2 製品の分類と技術的特徴 1.3 喫煙と健康に関する他国の認識 1.4 国際的枠組みと規制	第5章 加熱式たばこの受動喫煙の健康影響 5.1 加熱式たばこ使用による空気中の有害物質の発生 5.2 加熱式たばこによる受動喫煙の曝露 5.3 呼吸器系への影響 5.4 心血管系への影響 5.5 歯科・口腔粘膜疾患への影響 5.6 発がん性に関する知見 5.7 妊娠・胎児への影響 5.8 小児への影響
第2章 使用実態とユーザー動向 2.1 国内外の使用率 2.2 多製品併用者の傾向 2.3 若年層・未成年の使用実態と健康影響 2.4 離脱・禁煙への移行動向	第6章 実験研究のエビデンス 6.1 呼吸器系への影響 6.2 心血管系への影響 6.3 細胞毒性・遺伝毒性への影響 6.4 炎症・免疫系への影響 6.5 発がん性に関する知見 6.6 その他の臓器への影響
第3章 有害物質と曝露評価 3.1 主流煙の捕集法と吸煙行動の影響 3.2 主流煙の分析 3.3 副流煙の分析 3.4 含有化学物質のリスク評価 3.5 たばこ煙の成分と生体影響 3.6 加熱式たばこの曝露指標	第7章 社会的・政策的影響 7.1 日本および海外での法制度の取扱 7.2 ハームリダクションとの関連 7.3 たばこと世論
第4章 加熱式たばこの能動喫煙の健康影響 4.1 呼吸器疾患との関連 4.2 循環器疾患との関連 4.3 発がん性に関する知見 4.4 妊婦の加熱式たばこ使用と妊婦・胎児への影響 4.5 歯科・口腔粘膜疾患への影響 4.6 ニコチン依存・抑うつ・自殺関連行動との関連 4.7 代謝異常、新型コロナウイルス感染症、その他の影響	第8章 今後の課題と研究動向 8.1 主要結果のサマリー 8.2 今後の研究の方向性

3. ICD-11 の正しい理解と普及のための入門ガイドの開発（令和 7 年度）において作成し、厚生労働省 HP に公表している ICD の ABC



4. 新たな歯科医師臨床研修到達目標を踏まえた歯科医師臨床研修指導ガイドライン構築のための調査研究（令和 7 年度）において作成したガイドライン



< 参考 2 > 令和 7 年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研 究 課 題 名	研究代表者	所属施設名	職名
新規技術の技術料決定における原価計算方式や有用性等の定量的評価に係る研究	明神 大也	浜松医科大学 健康社会医学 講座	准教授
医薬品リスク管理計画におけるリスク最小化活動の効果の評価手法に係る研究	成川 衛	北里大学薬学部	教授
GTIN コードを活用した医療機関における効率的な標準コード管理のための研究	山下 貴範	国立大学法人 九州大学	講師
火葬場の大型化・高度化と火葬需要の増加を踏まえた適切な料金設定方法の確立のための研究	喜多村 悦史	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会	理事
軽度・中等度難聴の診療の手引きの作成に向けた研究	大森 孝一	日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	理事長
障害認定を受けない難聴者の合理的配慮の実態と課題の調査	南 修司郎	国立病院機構 東京医療センター	科長
障害福祉計画・障害児福祉計画における強度行動障害や高次脳機能障害に関する対応状況についての調査研究	相馬 大祐	長野大学 社会福祉学部	准教授
特別な支援が必要な医療的ケア者の選定と必要な支援の実態調査研究	是松 聖悟	埼玉医科大学	教授
APOE 遺伝カウンセリングの実態調査と体制整備に向けた課題の検討のための研究	池内 健	国立大学法人 新潟大学	教授

手術分類の精緻化に伴う医療経済的影響のシミュレーション研究	瀬戸 泰之	国立がん研究センター	中央病院病院長
オンライン診療における安全性の向上と実効性の確保のために重要な診療情報や看護師が果たす役割の検討のための研究	原田 昌範	山口県立総合医療センター	へき地医療支援部（へき地医療支援センター）診療部長
かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた地域の協議に資するデータブックに必要な指標の策定のための研究	西岡 祐一	公立大学法人奈良県立医科大学	助教
自由診療となる訪日外国人患者に係る診療価格に関する研究	田倉 智之	日本大学医学部	主任教授
安全な無痛分娩実施のための体制構築のための研究	海野 信也	北里大学医学部	名誉教授
共用試験の公的化を受けたシームレスな医師養成の実現に資する、共用試験と他の制度の評価・検討のための研究	小西 靖彦	順天堂大学	特任教授
新たな歯科医師臨床研修到達目標を踏まえた歯科医師臨床研修指導ガイドライン構築のための調査研究	田口 則宏	鹿児島大学	教授
歯科衛生士による浸潤麻酔行為の教育カリキュラム作成のための研究	眞木 吉信	全国歯科衛生士教育協議会	理事長
歯科医療提供体制構築の促進に資する歯科専門職の適正配置のための研究	福田 英輝	国立保健医療科学院	統括研究官

日本における臨床試験に係る制度の検討のための研究	楠岡 英雄	国立病院機構 大阪医療センター	名誉院長
セルフメディケーション推進のための OTC 医薬品データの利活用に係る研究	間宮 弘晃	国際医療福祉 大学 成田薬学部	准教授
患者調査の傷病符号付けプロセスの最適化と効率化に資する研究	荒井 康夫	北里大学	講師
角膜の適切な保存と移植に資する研究	堀 裕一	東邦大学医療 センター 大森病院 眼科	教授
新たな国際情勢を踏まえた我が国としての国際保健外交への提言に向けた研究	梅田 珠実	国立研究開発 法人 国立国際医療 研究センター	客室研究員
災害時における産業保健支援チームの制度化に向けた研究	立石 清一郎	産業医科大学	教授
現代の受療行動に対応した「長瀬効果」の検証のための実証研究	野口 晴子	早稲田大学	教授
LDT の臨床実装に向けた研究	大西 宏明	杏林大学	教授
医療機関、在宅医療支援機関における ACP 実施の実態と課題把握のための研究	三浦 久幸	国立長寿医療 研究センター	客員研究員
歯科技工指示書と歯科技工録関連のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けた調査研究	近藤 尚知	愛知学院大学 冠橋義歯・口腔インプラント学講座	教授

歯科衛生士による浸潤麻酔の実施に向けた研修プログラム作成のための研究	宮脇 卓也	岡山大学	教授
再生医療に関連した新技術領域に関するリスク評価および妥当性評価のための総合的研究	岡田 潔	一般社団法人 日本再生医療 学会	常務理事
薬剤耐性（AMR）アクションプランの目標達成に向けた手指衛生の実効的向上を目指す研究	小泉 祐介	和歌山県立医 科大学 臨床感染制御 学講座	教授
HIV感染症による免疫機能障害認定に必要な検査値等の検証	谷口 俊文	国立大学法人 千葉大学	准教授
国内未承認輸入トラベラーズワクチンの使用実態とセーフティーネット整備状況の調査研究	中野 貴司	川崎医科大学	特任教授
アジア太平洋地域における薬剤耐性病原体のアウトブレイク対応力強化に資する研究	山岸 拓也	国立健康危機 管理研究機構 国立感染症研 究所 薬剤耐 性研究センタ ー 第四室	室長
薬局製造販売医薬品（漢方・生薬製剤）の改正に資する研究	伊藤 美千穂	国立医薬品食 品衛生研究所 生薬部	部長
医薬品特許情報の専門的評価の枠組み構築に向けた調査研究	加藤 浩	日本大学	教授
新型インフルエンザのプロトタイプワクチンの開発等に関するガイドライン策定に向けた調査研究	中野 貴司	川崎医科大学 小児科学	特任教授

毒性評価の迅速化・高精度化に資する毒性用語の標準化とデータベース構築	西村 拓也	国立医薬品食品衛生研究所	室長
「低侵襲性の穿刺血などの血液検体を用いた検査薬」の一般検査薬への転用等の調査研究	五十嵐 中	国立大学法人 東京大学	特任准教授
体外診断用医薬品における性能等再評価の運用方法の確立に向けた研究	小林 江梨子	学校法人城西大学 城西国際大学	教授
抗Dヒト免疫グロブリン製剤の代替医薬品開発動向及び海外代替医薬品の有効性・品質の調査研究	岩澤 卓弥	東洋大学 ライフイノベーション研究所	研究助手
ペルフルオロオクタン酸（PF0A）およびペルフルオロオクタンスルホン酸（PF0S）に係る職業ばく露に関する文献調査	城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	化学物質情報管理研究センター長
機能獲得研究において監督すべきウイルス等に係る研究	花木 賢一	国立健康危機管理研究機構	センター長
地域の実情に応じた医師の地域偏在対策を推進するための研究	松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学	教授
国民保護事案発生時における要配慮者の避難に際した医療提供体制の向上に資する研究	若井 聡智	国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 DMAT 事務局	次長
加熱式たばこの化学的特性と健康リスクに関する科学的エビデンス構築に係る研究	牛山 明	国立保健医療科学院	部長

ポリオ事案発生時のリスク評価手法の体系化と効果的な運用に向けた研究	砂川 富正	国立健康危機 管理研究機構 国立感染症研 究所	国立感染症 研究所応用 疫学研究セ ンター セン ター長
新型コロナウイルスワクチンの安全性に係る研究	齊藤 公亮	国立医薬品食 品衛生研究所	第二室長
脳アミロイド血管症発症とヒト乾燥硬膜移植との因果関係の調査手法の確立のための研究	齊藤 延人	国立大学法人 東京大学医学 部附属病院	教授
ICD-11 の正しい理解と普及のための入門ガイドの開発	末永 裕之	一般社団法人 日本病院会	顧問
特定細胞加工物の攪拌等に関するリスク評価研究	佐藤 陽治	国立医薬品食 品衛生研究所	副所長
遺伝子組換え医薬品（先発医薬品）に対する、化学合成品たる後発医薬品の承認申請の検討のための調査研究	石井 明子	国立医薬品食 品衛生研究所	部長
カスタマーハラスメント対応を含む薬剤師の調剤応需義務の体系的整理のための研究	益山 光一	東京薬科大学	教授

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策分野」
研究事業名	がん政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局 がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	610,842	74	51
令和6年度	610,842	64	54
令和7年度	597,037	58	54

3. 研究事業の目的

「第4期がん対策推進基本計画」及び「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の観点に立ち、患者・社会との協働を念頭において、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決する研究、各分野の取組やがん対策全体の評価に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究」（令和7～8年度） 低線量CTについては、米国やヨーロッパの大規模試験で喫煙者における肺がん死亡率減少効果が示され、被ばく量も比較的低い。また、米国やヨーロッパの一部の国等において政府主導の検診として実施されており、我が国での導入が期待されている。こうした動向を踏まえ、令和8年度から開始する「重喫煙者に対する低線量CTによる肺がん検診実証事業」において、実証に参加する自治体、検診実施機関等が使用する「対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル（案）」を作成した。この成果を基に、低線量CTによる肺がん検診導入のための実証事業が5自治体で開始されている。 ○「がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの構築・改善に関する研究」（令和5～7年度） 「第4期がん対策推進基本計画」に導入されたロジックモデルに基づき、アウトプット、アウトカム指標の設定状況やデータソースを整理した。本研究で得られ

た成果を基に、当該計画全分野の 296 指標から重要な指標（コア指標）93 指標を選定し、計画の中間評価及び進捗管理に向けた評価基盤の構築に活用した。									
②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
（２）論文数などの業績（令和７年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
202	589	74	9	639	107	1	0	21	147

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	低線量 CT を用いた新しい肺がん検診の体制構築、がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの構築・改善等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げた。今後も「第４期がん対策推進基本計画」等を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策の着実な推進に資するよう本研究事業を行っていく必要がある。
効率性 の観点 から	第４期基本計画に基づく各検討会等における議論の結果や、医療の進展に伴う新たな課題、がん研究の最新動向、医療従事者及びがん患者をはじめとする国民のニーズを踏まえ、妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率的に研究が進められ、多くの成果が得られた。
有効性 の観点 から	「低線量 CT を用いた新しい肺がん検診の体制構築の研究」では、令和８年度開始予定の実証事業に先立ち、「対策型検診のための低線量 CT による肺がん検診マニュアル（案）」を策定した。これにより、自治体及び検診実施機関における標準化された運用体制の確立に大きく寄与している。また、第４期がん対策推進基本計画に基づき、ロジックモデルを活用してアウトプット・アウトカム指標やデータソースを整理するとともに、296 指標から 93 のコア指標を選定し、政策効果を的確に把握する評価基盤を構築した点は、新たな評価手法の具体化として意義が大きい。これにより、施策の進捗管理や中間評価の精度向上が見込まれ、エビデンスに基づくがん対策の推進に貢献することが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

「第4期がん対策推進基本計画」において掲げられた「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の3本の柱における諸課題の解決に向け、「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「肺がん検診における低線量CT導入の検証」、「がん対策推進基本計画におけるロジックモデルの構築・改善に関する研究」の他、「がんゲノム医療推進に向けたがん遺伝子パネル検査の実態把握とがんゲノム医療提供体制構築」、「がんのリハビリテーション及びリンパ浮腫診療の一層の推進に資するエビデンス構築」等、一層の研究開発が必要とされる分野について重点的に推進すべきである。

＜参考＞ 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル（案）概要版（令和7年度）

第91回がん対策推進協議会 令和7年7月28日 資料2-2スライド3（令和7年度）

対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル（案）概要版

令和7年度厚生労働科学研究費補助金 がん対策推進総合研究事業 低線量CTを用いた新しい肺がん検診の体制構築に関する研究班

対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル作成合同委員会

マニュアル作成合同委員会協賛関連学術団体

日本肺癌学会
日本CT検診学会
日本医学放射線学会
日本放射線技術学会
日本呼吸器学会
日本呼吸器外科学会
肺がんCT検診認定機構

令和8年1月

コア指標の設定状況

全分野の指標296個のうち、コア指標（案）は93個選定（最終アウトカムは全指標をコア指標として選定）
各分野別の設定状況は以下のとおり
選定したコア指標の詳細は【参考資料6、参考資料7】参照

分 野	アウトプット	中間アウトカム	分野別アウトカム	最終アウトカム	計
全体目標 「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」	—	—	—	12(12)	12(12)
1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	18(3)	19(7)	4(1)	—	41(11)
2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供	72(20)	46(17)	11(6)	—	129(43)
3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	35(10)	32(9)	15(2)	—	82(21)
4. これらを支える基盤の整備	21(2)	11(4)	—	—	32(6)
計	146(35)	108(37)	30(9)	12(12)	296(93)

() : コア指標

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課
関係部局	健康・生活衛生局がん・疾病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	596,160	71	55
令和6年度	596,160	74	59
令和7年度	578,028	71	58

3. 研究事業の目的

健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生涯を通じた生活の質の維持・向上を図るため、包括的かつ計画的な生活習慣病対策が求められている。本研究事業では、がん以外の代表的な生活習慣病対策について、疫学研究、臨床研究及び臨床への橋渡し研究を推進する。そして保健・医療の現場や行政施策に寄与するエビデンスの創出を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
④ 目的とする成果が十分に得られた事例 ○循環器病対策の進捗評価法の確立を目指した研究（令和6～7年度） 脳卒中とCHD（Coronary Heart Diseases）の2040年までの将来死亡数を高精度に予測するモデルを構築した。2020～2023年のCHDと脳卒中の死亡数について、観測値と構築したモデルの予測値を比較し、予測モデルの精度検証を前向きに実施した結果、従来のモデルと比較して高い予測精度を示した。またCVD（Cardiovascular Diseases）リスク要因の分布改善の評価方法を確立し、日本版IMPACT_{NCD}（Improving Preventive and Care Treatment for Non-Communicable Diseases）を開発した。 ○食環境づくりの推進を通じた減塩がもたらす公衆衛生学的効果及び医療経済学的効果を推定するための研究（令和5～7年度） 食品関連事業者の減塩の目標設定と取り組みに関する文献レビューと事業者向けガイドの作成を行った。また、事業者向け支援ガイドを作成し、研究班ウェブサイト上で公開した。さらに、減塩の取組の効果に関するシミュレーションモデルと都道府県向け活用ガイドを作成した。

○エビデンスに基づいた特定保健指導の効果的な実施のための研究（令和 7～8 年度） 腹囲 2 cm 以上かつ体重 2 kg 以上の減少を達成できる対象特性と特定保健指導法について、先行研究との統合エビデンスに基づき、ウェル・スマートプログラムを開発した。									
⑤ 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和 7 年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
4	1 5 3	3 0	2	8 8	1 2	0	0	6	7

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康寿命の延伸や健康格差の縮小、生涯を通じた生活の質の維持・向上を目指す上で包括的かつ計画的な生活習慣病対策は重要な課題であり、予防へ向けた効果的な啓発や、国民の行動変容を促す取り組みを含めた対策が求められている。本研究事業で得られる科学的エビデンスに基づき、保健・医療の質の向上や行政施策を目指すことが必要であることから、本研究事業の持つ意義は大きい。
効率性 の観点 から	「健康日本 21（第三次）」や令和 5 年 3 月に閣議決定された「第 2 期循環器病対策推進基本計画」の方向性と整合性をとりながら推進されており、効率的に施策への反映が行える仕組みとなっていた。また、循環器病、糖尿病、健診・保健指導、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など、多岐にわたる専門委員で構成される評価委員会が、専門的かつ多様な視点で研究課題を評価することによって、効率的な研究事業の推進を図った。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果は、日本人の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策が依拠する科学的エビデンスとして、「健康日本 21（第三次）」や「第 2 期循環器病対策推進基本計画」の推進に活用された。また、健康診査等の見直しに反映されるほか、循環器病予防等のエビデンスを踏まえた指針等の作成・普及により、幅広い領域に貢献できたことから、有効性は高い。

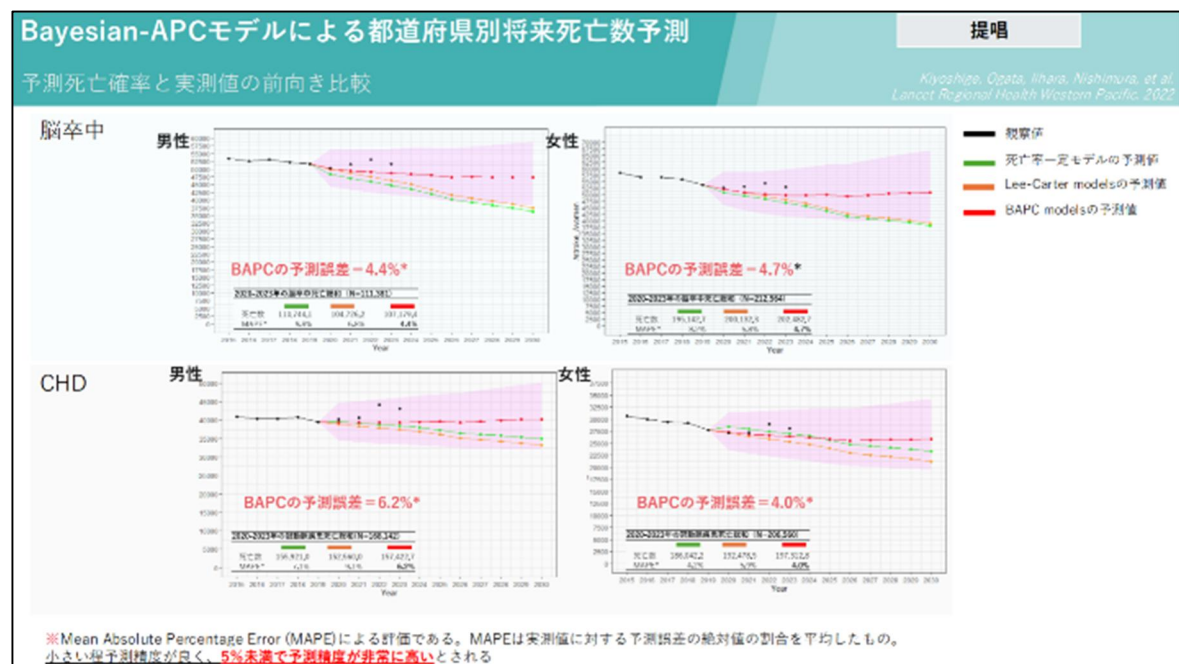
6. 改善すべき点及び今後の課題

令和6年度に開始した「健康日本21（第三次）」の取組を進めていく上で、各領域の施策の根拠となるエビデンスを収集する必要がある。また、循環器病では、回復期以降の医療機関における医療体制や在宅医療の強化、デジタル技術を活用した診療の推進など、第2期循環器病対策推進基本計画で今後取り組むべき重要な課題として取りまとめられた内容に関する研究を推進する必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○循環器病対策の進捗評価法の確立を目指した研究（令和6～7年度）

新たに構築したBAPCモデルによる都道府県別将来死亡数予測



日本版 IMPACT_{NCD}

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	55,000	8	5
令和6年度	55,000	8	5
令和7年度	73,809	8	6

3. 研究事業の目的

我が国の女性の健康に関する取組は、ライフステージごとに大きく変化する女性の心身の特性を踏まえた支援や、生涯を通じた包括的な支援が十分とは言えない。女性の健康を総合的に支援する体制の整備、及び女性の健康施策を支える診療体制の整備や人材育成も早急な対応が求められている。本研究事業では、体制整備、人材育成、情報の収集・提供、施策等の評価の手法の構築等に資する研究を行い、女性の健康に関する行政施策に寄与するエビデンスの創出を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
⑥ 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「健康寿命延伸に備えた女性の心身の健康支援のための普及啓発に向けた研究（令和5～7年度）」 更年期から初老期（45～70歳）の一般女性における各種健康課題の有訴率、OTCを含めた医薬品状況、労働生産性を評価した。職場における月経前症候群のスクリーニング尺度を開発したほか、就労女性における職業性ストレスとバーンアウト、月経痛に関する労働因子を明らかにした。また、レセプト情報・特定健診等情報データベースを利用した疫学研究を実施し、乳がんと女性生殖器がんの離職リスクの算出を行った。 ○「月経随伴症状に関連した健康課題の公衆衛生学的分析とその解決に向けた包括的研究（令和6～7年度）」 月経随伴症に関する疫学的検討や認知度調査、エビデンス整理と配付資料作成を行った。一般配布用の資料として、論文で得られた内容を平易な言葉にしてパ

ンフレットを作成し、ヘルスケアラボのホームページに掲載した。また、疫学的検討に関してはデータ解析を終了し、研究成果を発表した。									
⑦ 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
26	270	25	0	29	12	0	0	0	9

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	令和8年6月に閣議決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（女性版骨太の方針2026）」では、女性のライフステージごとの健康課題に向き合い、生涯にわたり健康支援を行うことの必要性が示されている。また、令和7年10月24日の高市総理の所信表明演説において、女性特有の疾患の診療拠点の整備や研究、人材育成等に取り組むことが述べられている。そのため、女性の健康総合センターとも連携して、女性の生涯にわたる様々な健康課題を検討し、政策的提言を行うための研究がより一層求められている。したがって本研究事業はこれらの課題に早急に対応するために必要不可欠である。
効率性 の観点 から	本研究事業は、女性のライフステージごとの健康課題に対し、医学的・生物学的観点に留まらず、社会的背景を踏まえた包括的な支援に焦点を当てた。そのため、評価委員会は産婦人科学、小児科学、看護学、公衆衛生学、健診・保健指導など多岐に渡る専門家で構成されており、多角的な視点から効率性を踏まえて評価を行った。また、女性のライフコース全体を通じて検討を行うことを意識して、様々な観点から女性の健康にアプローチを行う研究が行われ、研究成果を効率的に施策へ反映する仕組みが構築されていた。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果を、女性の健康支援に携わる人材の育成や普及啓発、女性の健康に係る情報収集及び情報提供体制の整備、女性の健康支援のための診療及び相談体制、ライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備等、女性の健康課題に対する政策立案に活用した。これらにより、女性の直面する身体的・精神的困難の軽減、包括的な女性の健康支援につなげることができた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康に関し、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性により生涯にわたる包括的な支援が必要との観点から、令和6年10月に開所した「女性の健康総合センター」の機能も踏まえ、研究者間のネットワークの構築も含めた研究体制の整備、女性の健康支援の評価方法、地域や職域における専門的かつ総合的な支援、人材育成、情報提供、普及啓発、相談支援体制について検討を行い、政策提言等を通じて女性の健康に関する包括的な支援にむけた基盤整備を進めていく必要がある。

< 参考 > 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○健康寿命延伸に備えた女性の心身の健康支援のための普及啓発に向けた研究（令和 5 ～ 7 年度）

職場における月経前症候群のスクリーニング尺度を発表した論文

Takenoshita et al. *BMC Women's Health* (2025) 25:546
<https://doi.org/10.1186/s12905-025-04092-5>

BMC Women's Health

資料⑤BMC Women's Health

RESEARCH

Open Access



Development and validation of a premenstrual symptom screening tool for working women in relation to absenteeism

Chihiro Takenoshita¹, Kisho Shimizu², Miho Iida³, Fumiaki Taka⁴, Eri Maeda⁵, Songee Jung¹ and Kyoko Nomura^{1*}

Abstract

Objective This study aimed to develop and validate a screening tool tailored for working women to comprehensively assess premenstrual symptoms—including physical, psychological, and work-related domains—and to examine its reliability, validity, and association with absenteeism.

Methods In October 2021, a multidisciplinary expert panel comprising a gynecologist, a psychosomatic physician, a psychologist, occupational health specialists, and data scientists developed a set of 47 original items. We then recruited 3,239 working women with menstruation via an internet research company and administered these items to assess PMS-related symptoms. For scale development, we conducted exploratory and confirmatory factor analyses, along with evaluations using Cronbach's alpha, receiver operating characteristic analysis, and logistic regression analysis.

Results Of the participants, 331 women had experienced PMS (10%), and 393 women had taken sick leave because of PMS-associated symptoms (12%). Exploratory factor analyses with maximum likelihood and Promax rotation identified four domains with 27 items, including "Somatic symptoms" (Cronbach's $\alpha = 0.93$), "Psychological symptoms" (Cronbach's $\alpha = 0.94$), "Lack of work efficiency" (Cronbach's $\alpha = 0.93$), and "Abdominal symptoms" (Cronbach's $\alpha = 0.95$). Using a split-half sample for the confirmatory factor analysis, the four-factor solution demonstrated acceptable model fit (RMSEA = 0.077, CFI = 0.928). The Average Variance Extracted values ranged from 0.54 to 0.68 across the four domains, and in all cases, the square root of AVE exceeded the corresponding inter-factor correlations, supporting the discriminant validity using the Fornell–Larcker criterion. We also confirmed the developed scale's criterion validity using existing PMS screening criteria and its concurrent validity through moderate correlation coefficients with Copenhagen Burnout Inventory scores. The receiver operating characteristic curve yielded a moderate construct ability for work absenteeism, including a sensitivity of 78%, a specificity of 57%, and an area under the curve of 0.735.

Conclusion A moderately reliable and valid new scale for PMS for working women was developed with efficacy for screening for work absenteeism.

Keywords Absenteeism, Burnout, Women workers, Premenstrual syndrome, Scale development

*Correspondence:

Kyoko Nomura

knomura@med.akita-u.ac.jp

Full list of author information is available at the end of the article



© The Author(s) 2025. **Open Access** This article is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives 4.0 International License, which permits any non-commercial use, sharing, distribution and reproduction in any medium or format, as long as you give appropriate credit to the original author(s) and the source, provide a link to the Creative Commons licence, and indicate if you modified the licensed material. You do not have permission under this licence to share adapted material derived from this article or parts of it. The images or other third party material in this article are included in the article's Creative Commons licence, unless indicated otherwise in a credit line to the material. If material is not included in the article's Creative Commons licence and your intended use is not permitted by statutory regulation or exceeds the permitted use, you will need to obtain permission directly from the copyright holder. To view a copy of this licence, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/>.

○月経随伴症状に関連した健康課題の公衆衛生学的分析とその解決に向けた包括的研究（令和6～7年度）

ヘルスケアラボに公表した月経に関するパンフレット



＊はじめに＊	目次
月経にともなう腹痛や頭痛、気分の落ち込み このような負担は人によって様々です。 実際に、4人のうち3人の女性が月経前・月経中に身体や心の不調である月経随伴症状を控えているといわれています。また、多くの女性が経験する身近な不調でありながら、これまで「仕方ないこと」としてがまんされてきました。 でも実は、こうした月経随伴症状は、学業や仕事のパフォーマンスを大きく低下させるだけでなく、将来的なキャリア形成にも影響を及ぼすことがわかってきています。 そして、それを放置することで、社会復帰としても大きな経済的損失につながっているのです。 本書では、月経にともなう症状と社会的影響について、 1) プレゼンティズム・アブセンティズム 2) 生活の質（QOL） 3) 経済的影響 の3つの観点から、最新の研究結果をもとに、わかりやすくご紹介します。 「つらい」と感じるとき、それは心と体からの大切なサイン 立ち止まって、自分の心と体に向き合ってみませんか？ *Tanaka K et al. J Med Econ 2013;36:1259-1266 Reneau M et al. J Womens Health (Larchmt). 2019;30:1161-1171	はじめに ----- 1 月経に関連する症状・疾患 ① 月経困難症 ----- 3 ② 月経前症候群（PMS）や月経前不快気分障害（PMDD） ----- 3 ③ 過多月経・異常子宮出血 ----- 4 月経困難症と社会生活 A. 月経困難症とプレゼンティズム・アブセンティズム ----- 5 B. 月経困難症とQOL ----- 6 C. 月経困難症を生産性と経済面から考える ----- 7 D. 月経困難症への上手な対処法 ----- 8 月経前症候群（PMS）・月経前不快気分障害（PMDD）と社会生活 A. PMS・PMDDとプレゼンティズム・アブセンティズム ----- 9 B. PMS・PMDDとQOL ----- 10 C. PMS・PMDDを生産性と経済面から考える ----- 11 D. PMS・PMDDへの上手な対処法 ----- 12 過多月経・異常子宮出血と社会生活 A. 過多月経とプレゼンティズム・アブセンティズム ----- 13 B. 過多月経とQOL ----- 14 C. 過多月経を生産性と経済面から考える ----- 15 D. 過多月経・異常子宮出血への上手な対処法 ----- 15 おわりに ----- 18

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	1,776,460	91	88
令和6年度	1,776,460	97	90
令和7年度	1,679,005	98	92

3. 研究事業の目的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下、児童福祉法改正法）において難病及び小児慢性特定疾病が規定されている。本研究事業は、全ての難病及び小児慢性特定疾病の患者が受ける医療水準の向上と患者のQOL向上に貢献することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究」（令和5～7年度）において、23の指定難病を対象に、レジストリによる予後や治療効果の蓄積、ガイドライン策定・改訂を学会と協力して強力に推進した。レジストリによる実態調査を通じ、一部の疾患では病態解明に結びつく成果を上げた。成人期への移行医療や就労への影響調査など、患者のライフステージに応じた課題に取り組んだ。患者会への教育・啓発活動も精力的に行い、具体的な社会還元ができた。 ○「難治性腎障害に関する調査研究」（令和5～7年度）において、疾患レジストリや疾患データベースを用いて前向き及び後ろ向きコホート研究を実施し、4疾患のガイドラインの改訂に貢献した。 ○「原発性脂質異常症に関する調査研究」（令和6～8年度）において、研究班のホームページに患者や家族からの問い合わせ窓口を設置し、社会還元を行った。 ②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
466	4,332	960	531	5,372	1,220	7	7	91	312

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	診療ガイドラインの作成や改訂を通して、医療の均てん化を推進することができた。また、普及啓発活動、患者の療養生活環境整備やQOLの向上、適切な医療提供体制の構築等に関する研究を強化する必要がある、学会や患者会等と連携し実行することができた。今後も新たな指定難病や小児慢性特定疾病の追加を検討する予定である。診断基準、重症度分類を確立するためにも希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続する必要がある。
効率性 の観点 から	本研究事業の研究班により全ての指定難病の研究が行われた。さらに指定難病以外の類縁疾病や、小児慢性特定疾病等についても広く研究対象となっている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の間で連携が図られた。AMEDの難治性疾患実用化研究班で得られた成果を本研究事業の関連研究班で取りまとめ、ガイドライン作成に活用された。このように、研究者、研究班、研究事業の間で適切な連携体制が構築され、研究対象や研究内容が重複しないよう、効率的に事業を運営された。
有効性 の観点 から	各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準や重症度分類、診療ガイドライン、難病情報センターの掲載内容等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担った。また、学会のみならず患者会とも連携した普及啓発活動など、様々な手法により医療水準の向上に貢献した。

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後も引き続き診断基準・診療ガイドライン等の作成・改訂とともに、研究班を中心とした診療体制の構築、疫学研究、普及・啓発、患者会との連携をさらに推進し、難病政策の策定・運用に資するための成果の創出を行う必要がある。

また、難病のゲノム医療の推進のため、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や遺伝子治療を含む全ゲノム情報等を活用した治療法の開発の推進を目指し、実臨床につながる研究開発が行われるよう、AMEDと連携して研究を実施する必要がある。

< 参考 > 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「稀少てんかんの診療指針と包括医療の研究」 (令和 5 ～ 7 年度)

「難治性腎障害に関する調査研究」 (令和 5 ～ 7 年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	腎疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局　がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	69,200	7	4
令和6年度	69,200	6	6
令和7年度	66,928	6	6

3. 研究事業の目的

慢性腎臓病（CKD）における医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD 重症化予防の徹底とともに、CKD 患者の QOL の維持向上を図るための研究を実施する。具体的には 2028 年までに年間新規透析導入患者数を 35,000 人以下（平成 28 年比で 10%減少）とすることを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
⑧ 目的とする成果が十分に得られた事例 ○ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究（令和5～7年度） 「慢性腎臓量(CKD)における治療と仕事の両立に関する手引き」のポイントをまとめたリーフレットを作成した。CKD 患者の就労者数や復職率の増加、QOL の向上への寄与、適切な治療介入による重症化予防への貢献及び KPI 達成に資することが期待される。また、令和8年度診療報酬改訂に関する中央社会保険医療協議会・総会において「療養・就労両立支援指導料」が論点に上がり、「慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引き」が参考資料として提出され、全ての疾患が診療報酬の対象となった。 ○データベースを活用した慢性腎臓病（CKD）の診療実態把握と最適化を目的とした体制構築（令和6～8年度） CKD 診療実態の把握や評価指標の構築、ガイドライン遵守の効果検証等を行った。全国的な CKD の診療実態が俯瞰的かつ経年的に可視化、KPI 達成に向けた進捗管理の基礎情報となることが期待される。

○腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）に対する地域における診療連携体制構築の推進に資する研究（令和 7～9 年度） 全国で CKD 普及啓発活動、全国で診療連携体制の構築を図るため、重点介入エリアを選定し、議論を行った。それを踏まえ、腎臓専門医が充足していないエリアへの対策として CKD 協力医制度の立ち上げに着手した。加えて、研究班ホームページで提供している eGFR スロープ計算機能の利活用を推進した。これにより、CKD 治療効果の見える化・患者アドヒアランスの向上、新たな CKD 重症度指標・紹介基準としての利用が期待される。 ○腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築（令和 7～9 年度） 普及啓発資材を再編集し、ホームページで公開し、情報発信の強化を図っている。									
⑨ 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
（２）論文数などの業績（令和 7 年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	1 2	2 0	1 0 1	1 4 2	2 3	0	0	5	8

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成 30 年 7 月）（以下「報告書」という。）及び「腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価と今後の取組について」（令和 5 年 10 月）では、CKD 重症化予防の徹底、CKD 患者の QOL の維持向上等が全体目標とされた。報告書では、成果目標（KPI）として、地域における CKD 診療体制の充実、年間新規透析導入患者数の減少（令和 10 年までに、平成 28 年比で約 10%減少となる 35,000 人以下とすること）も設定されている。報告書に基づいた腎疾患対策を実行するために本研究事業は必要不可欠である。また、本研究事業の成果の活用により、患者の QOL の維持向上とともに、社会的損失の低減が期待される。
効率性 の観点 から	報告書が自治体や関連学会等に周知されることで、関係者の協力が得られやすく、効率的に研究を実施できる体制が整備されていた。また報告書に設定された KPI に沿って研究班内で分科会を構成し、効率的な進捗管理が行われた。

有効性の観点から	メディカルスタッフを含む関連学会や疫学者などを加えたオールジャパン体制を構築し、関連団体や行政との連携を図った。また、報告書に基づく対策について、評価指標等を用いた進捗管理及び地域ごとの取組の取りまとめ・評価、好事例の解析・横展開を行った。さらに、研究班間の連携により地域ごとの好事例を評価し、オールジャパン体制で共有・横展開を行うことで、目標実現の可能性の向上が期待される。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

腎臓病診療に関する研究者、関連学会及び疫学者等の連携体制を構築し、関連団体や行政等との連携を図るとともに、腎疾患対策の進捗管理を行う必要がある。今後は、データベースなどを活用した事業の進捗を評価する指標を検討・導入することが望まれる。また、地域での診療連携体制構築を目指す研究班や地域における透析導入数減少目標を設定した自治体と連携して、地域別対策モデルを立案・実行したうえで全国的な横展開を行う必要がある。さらに、腎疾患患者の症状緩和や在宅医療の環境整備、高齢者を含む患者 QOL の維持向上に資する取組にも注力する必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

- ライフスタイルに着目した慢性腎臓病（CKD）対策に資する研究（令和5～7年度）
- 慢性腎臓病（CKD）における治療と仕事の両立に関する手引きとリーフレット



- 腎疾患対策検討会報告書に基づく慢性腎臓病（CKD）に対する地域における診療連携体制構築の推進に資する研究（令和7年度）
- 臨床現場で使える腎機能測定ツールを作成し、研究班の公式サイトで公開した。

GFR区分を算出 eGFR slope : eGFRの推移とGFR区分を確認

GFR区分を算出

身長、体重、性別、生年月日、血清クレアチニン値、血清シスチタンC値を入力し、【計算する】ボタンをクリックすると、腎機能の程度（GFR区分）が算出されます。

※この算出ツールの対象年齢は18歳以上です。生年月日の入力値が18歳未満の方はエラーになります。

※GFR区分はeGFRを用いて判定されています。

※必須項目となります

身長 cm

体重 kg

性別*
☐ 男性 ☐ 女性

生年月日*
 誕生日は必須です
 年 月 日

血清クレアチニン値 (S-Cr) *
 mg/dL

血清シスチタンC値 (S-CysC)
 mg/L

計算する

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築（令和7～9年度）
- 厚生労働省の世界腎臓デー啓発リーフレットを作成する際、同研究班で得られた普及啓発のノウハウを内容に盛り込み、政策に反映した。

成人5人に1人が慢性腎臓病（CKD）

今日からはじめよう！
腎臓健康習慣

日々の生活習慣、知らないうちに腎臓に負担をかけているかもしれません！

World Kidney Day
毎年3月の第2水曜日は
世界腎臓デー
World Kidney Day
みんなで知ろう！
腎臓の働きと
腎疾患の予防

腎臓の働きって？
腎臓は体のあちこちに二つある。主に尿を作る働きをしている。尿を作るには、血液中の老廃物をろ過して、体の外に排出する必要がある。ろ過するときに、血液中の水分も一緒に排出される。この水分が、尿として排出される。尿を作るには、腎臓の働きが必要である。

慢性腎臓病（CKD）ってどんな状態？
腎臓が衰えた状態を慢性腎臓病（CKD）という。CKDは初期には無症状だが、進行すると、老廃物や水分の貯留により高血圧、体のむくみなどが出現する。末期になると呼吸困難などの命を脅かす危険な症状が出現するため、生命維持のために人工透析（もしくは腎移植）が必要になる。

CKDが進行すると...
CKDステージ1: 血清クレアチニン値が正常範囲内、eGFRが90以上
CKDステージ2: 血清クレアチニン値が正常範囲内、eGFRが60～89
CKDステージ3: 血清クレアチニン値が1.5～2.0、eGFRが30～59
CKDステージ4: 血清クレアチニン値が2.0～3.0、eGFRが15～29
CKDステージ5: 血清クレアチニン値が3.0以上、eGFRが14以下

血中のクレアチニン値からeGFRを算出できます。eGFRは腎臓が老廃物をろ過する能力です。健康な人のeGFRは約90～120であり、年々低下していきます。eGFRが90未満の場合は、腎臓の機能が低下している可能性があります。

見逃していませんか？ 腎臓からのSOS！ 気になる方は裏面をCHECK

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本腎臓学会

厚生労働省 腎臓 検索

見逃していませんか？ 腎臓からのSOS

異常があるのに、そのままにしていることが多く、自覚症状に乏しい慢性腎臓病（CKD）は、早期から適切な治療を受けることで進行を遅らせることができます。健康結果を見直してみましょう。

健康結果のここを見て

①「尿検査」の「蛋白」をチェック！
尿蛋白は、尿中に排出されるタンパク質のことです。尿蛋白が陽性（+）の場合は、腎臓の機能が低下している可能性があります。

②「腎機能」の「eGFR」をチェック！
eGFRは、腎臓が老廃物をろ過する能力の指標です。eGFRが60未満の場合は、腎臓の機能が低下している可能性があります。

③「血圧」の「収縮圧」をチェック！
血圧は、血管に力がかかる圧力のことです。血圧が高くなる（高血圧）と、腎臓の機能が低下する可能性があります。

④「血糖値」の「空腹血糖」をチェック！
血糖値は、血液中の糖の量のことです。血糖値が高くなる（高血糖）と、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑤「体重」の「BMI」をチェック！
BMIは、体重と身長から計算される指標です。BMIが高くなる（肥満）と、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑥「運動」の「運動習慣」をチェック！
運動は、腎臓の機能を向上させることができます。運動習慣がない場合は、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑦「睡眠」の「睡眠時間」をチェック！
睡眠は、腎臓の機能を向上させることができます。睡眠時間が短い場合は、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑧「食事」の「塩分摂取量」をチェック！
塩分は、腎臓の機能を低下させる可能性があります。塩分摂取量が多い場合は、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑨「喫煙」の「喫煙習慣」をチェック！
喫煙は、腎臓の機能を低下させる可能性があります。喫煙習慣がある場合は、腎臓の機能が低下する可能性があります。

⑩「飲酒」の「飲酒習慣」をチェック！
飲酒は、腎臓の機能を低下させる可能性があります。飲酒習慣がある場合は、腎臓の機能が低下する可能性があります。

腎臓健康度！チェックリスト

あなたの生活習慣、知らないうちに腎臓に負担をかけていませんか？

☐ 偏った食生活
塩辛いものや、糖質を多く含むものが多い、お酒を飲みすぎる

☐ たばこを吸っている

☐ 肥満がある

☐ 運動をほとんどしていない

☐ 睡眠不足である

☐ 過労が続いている

☐ 医師で次のどれかを指摘されたことがある

CKDは進行すると、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症（コレステロールや中性脂肪が高い）、尿酸値が高い（高尿酸血症）などの合併症を引き起こす可能性があります。

これは腎臓によくない生活習慣と重なっています。チェックが多いほど、CKDのリスクが高くなります。

今日から少しずつ、生活を見直してみましょう！

管理栄養士さんからのワンポイントアドバイス

健康な腎臓を守るためには、まず減塩が大切です。主食・主菜・副菜をバランス良く（そよよ）食事を心がけましょう。また、食事の量や食べる時間も意識し、適度な体重を維持することも大切です。CKDの食事療法は、腎機能や合併症など状態により異なります。CKDと診断されたら、医師や管理栄養士と相談し、自分の腎臓の状態にあった食事をとるようにしましょう。

詳しくはこちらから
QRコード
日本腎臓学会
CKD食事ガイド

厚生労働省 腎臓健康度チェックリスト
「腎臓健康度チェックリスト」は、厚生労働省が作成したもので、腎臓の健康度をチェックするためのツールです。このチェックリストを参考に、自分の生活習慣を振り返り、腎臓に負担をかけていないかを確認しましょう。

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課から都道府県衛生主幹部(局)に向けた令和7年度の世界腎臓デーに関する事務連絡の発出に合わせて、同研究班作成のCKD普及啓発動画を厚生労働省公式HPで公開し、その旨同事務連絡にも付記した。厚生労働省のCKDの普及啓発に関する政策に活用した。

事務連絡
令和8年2月18日

各都道府県衛生主幹部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

令和7年度世界腎臓デー(World Kidney Day)に係る
厚生労働省における取組の周知について(協力依頼)

腎疾患対策の推進につきましては、種々の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

慢性腎臓病(CKD)の診療水準向上のためには、CKDに関する正しい知識の普及啓発が重要です。CKDは初期には症状が出にくい疾患ですが、重症化するとむくみや息切れなどの症状が出現し、末期には生命維持のために人工透析や腎移植が必要になる上、心臓病、脳卒中の発症要因にもなります。近年、CKDには効果的な治療法の開発等から、早期発見、早期治療により進行を抑えることが可能となっており、健診の尿検査等で腎臓の異常を疑われた際には、適切な医療機関への受診につなげる必要があります。

令和5年10月に取りまとめられた腎疾患対策検討会報告書に係る取組の中間評価におきまして、更に推進すべき取組として、毎年3月第2木曜日の世界腎臓デー(World Kidney Day)等に合わせて、集中的に国民に対し周知することが挙げられました。今般、厚生労働省では、世界腎臓デーの主な取組として、別添「厚生労働省における世界腎臓デーの主な取組」とおり実施いたします。

つきましては、貴部(局)におかれては、管内の自治体等に対し、別添について周知いただくとともに、世界腎臓デーに合わせた積極的な腎疾患対策に係る普及啓発をご検討いただけますよう、お願い申し上げます。関連学会や民間団体による取組についても、貴下関係機関の御協力が得られますよう、特段の御配慮を併せてお願い申し上げます。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	73,947	11	11
令和6年度	73,947	13	12
令和7年度	71,495	13	12

3. 研究事業の目的

国民の約半数が何らかのアレルギー疾患を抱える中、アレルギー疾患対策基本法や基本指針に基づき、診療連携体制の整備、研究推進、治療の標準化など総合的な対策が進められている。リウマチ等対策では、リウマチ等対策委員会報告書に基づいて、疾患活動性の適切な管理と社会参加の継続を目標に、ガイドライン改訂や医療連携強化が求められている。本事業では、研究成果を活用し、医療水準や生活の質の向上を図るとともに、患者が安心して生活するための社会的ニーズに応えることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○アレルギー疾患の層別化解析、生活環境が与える影響の解明に向けた疫学研究（令和5～7年度） アレルギー疾患医療拠点病院の職員等を対象とした有病率調査を行い、65%が「何らかのアレルギーがある」と回答した。食物アレルギー、花粉症、気管支喘息で増加傾向が確認された。本調査結果は令和8年度アレルギー疾患対策推進協議会の資料として活用され、今後の政策評価指標の基礎として活用される。 ○アレルギー疾患対策に関する行政政策の評価に資する研究（令和7～8年度） 医療提供体制等の課題整理及び政策評価指標案を作成し、ロジックモデルに基づく指標素案を120個提案した。このほか、「アレルギーポータル」の認知度や活用実態の把握を行った。これらの結果は、今後の政策検討及びシステム改修に活用される予定である。

○「学校・保育所等におけるアレルギー疾患を有するこどもの安心・安全・生き生きとした活動を保証する生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究」（令和５～７年度）

学校等におけるアレルギー疾患児対応の実態調査を行い、課題を可視化した。また、実務的冊子の作成及びデジタル指導表システムの開発を行った。これらは全国の自治体や教育施設、医療者で活用されることが期待される。

○「介護・福祉・在宅医療現場における関節リウマチ患者支援に関する研究」（令和５～７年度）

NDB等を用いて診療・介護・福祉サービス利用の実態を分析し、高齢患者支援に関する基盤的知見を構築した。2023年時点の患者数は98.6万人（2017年調査では82.5万人）と増加していた。また、多職種連携資材を作成し、学会ホームページ等で公開した。リウマチ診療への活用ならびに知識の向上、円滑な診療連携の一助となることが期待される。

②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

（２）論文数などの業績（令和７年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	86	26	1	75	7	0	0	5	8

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	アレルギー疾患対策では、医療提供体制の整備や正確な情報提供へのニーズが高い。全都道府県で拠点病院が整備された中、医療連携体制の構築及び現状把握のための疫学研究は重要である。さらに、継続的な政策評価のための研究体制の構築は行政的意義が高い。 リウマチ等対策においても、既存施策で十分に把握されていないニーズを明らかにし、情報提供を行う研究は重要である。作成された「介護・福祉スタッフのための関節リウマチ Q&A すぐわかる患者支援ガイド」や「リウマチ医が知っておきたい社会保険・社会制度、在宅医療の基礎知識」等の資材は、それらのニーズを十分に満たす研究成果であった。 これらの観点からも令和７年度の研究成果は、今後の医療水準の向上や地域における医療の均てん化に大きく貢献できると期待される。
------------------	---

効率性の観点から	各研究は計画どおり実施され、十分な成果が得られた。研究代表者を中心に研究分担者や施設間で密接なコミュニケーションを図り、回答率の高い有効な実態調査を実施できた。協議会での施策の議論に活用しやすい成果が得られた。また、専門家と連携し、NDB等のビッグデータが効率的に整理され、研究の継続に資する基盤が構築された。
有効性の観点から	研究成果は、医療及び行政の実務に活用可能であり、医療提供体制の整備、政策課題の抽出等に大きく寄与する。また、第一線で活躍する研究者による実施体制と研究者間の円滑な連携により、高い成果が多く得られた。さらに、若手研究者の参画も進んでおり、人材育成の観点からも有効である。

6. 改善すべき点及び今後の課題

アレルギー疾患対策については、政府の基本指針の見直しに対応するため、現状の継続的な把握及び可視化を推進する研究体制の強化が必要である。特に、政策評価指標の確立及び疫学調査・診療実態調査の継続的实施が求められる。

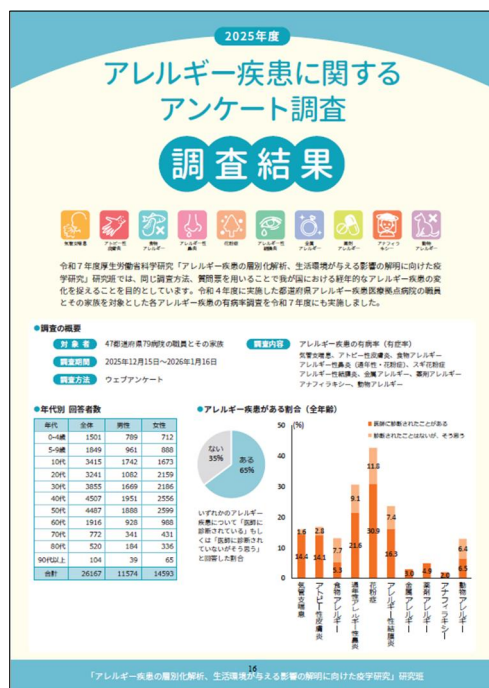
また、リウマチ対策については、作成された資材の社会実装状況を評価する必要があり、令和8年度に活用実態の調査研究を開始したところである。

これらの課題の解決に資する成果を得るよう、研究事業担当者と研究班の間で引き続き綿密に連携して取り組んでいく必要がある。

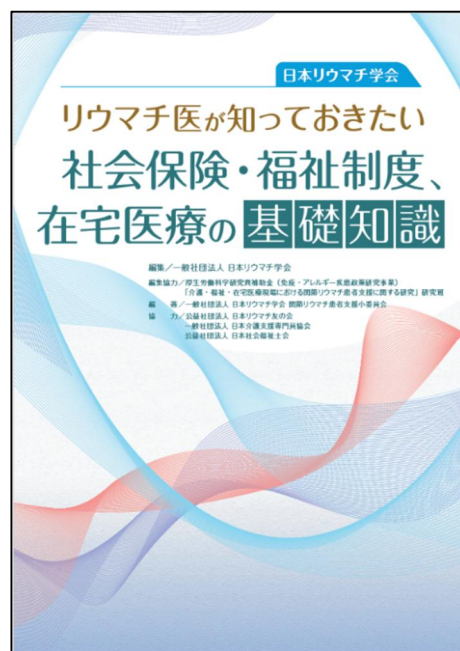
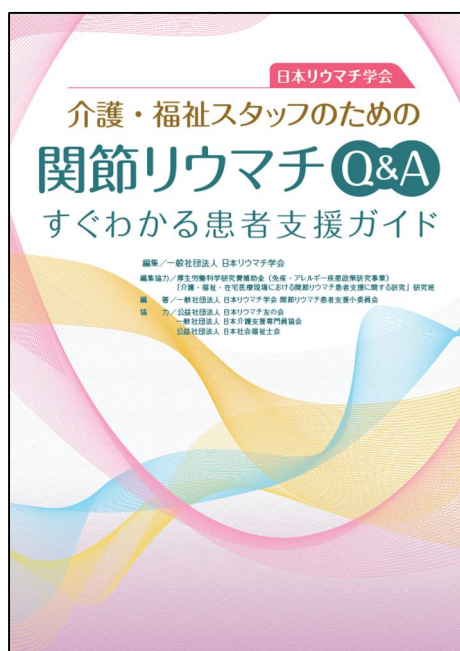
＜参考＞ 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○アレルギー疾患の層別化解析、生活環境が与える影響の解明に向けた疫学研究（令和５年度～令和７年度）

○学校・保育所等におけるアレルギー疾患を有するこどもの安心・安全・生き生きとした活動を保証する生活管理指導表の運用・管理体制向上をめざす研究（令和５年度～令和７年度）



○介護・福祉・在宅医療現場における関節リウマチ患者支援に関する研究
(令和5年度～令和7年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	移植医療基盤整備研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	51,432	8	7
令和6年度	51,432	7	7
令和7年度	50,318	10	9

3. 研究事業の目的

移植医療は、患者にとって疾患の根治を目指す重要な治療法である一方で、任意・善意の下でのドナーによって初めて成立するものであり、その意思を最大限尊重する必要がある。ドナーやレシピエントにかかる身体的・心理的・経済的負担を軽減することが大きな課題であり、ドナーの安全性を確保しつつ、適切な移植医療の推進を図ることが必要である。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
⑩ 目的とする成果が十分に得られた事例 1. 造血幹細胞移植領域 ○臍帯血移植体制の強化・効率化と移植成績向上および新規細胞療法開発のための研究（令和6年度～8年度） 臍帯血採取技術向上のための研修等に予算措置しているが、本研究を通じて、全体の受け入れ合格率が2023年度64%から2024年度74%に上昇したこと、臍帯血バンク間で大きな差が見られていた受入率の格差が縮小したことが明らかとなった。さらに、臍帯血調整段階における凝固塊除去フィルターの導入により、CD34陽性細胞数の多い臍帯血保存への有用性が確認できた。新規凍害保護液について、国産メーカーの試作保存液について検討した結果、凍結前後の各種細胞数の回収率、生存率やコロニー形成能が現行凍害保護液と比較して同等以上の品質であることを確認した。これらについては、令和8年度の導入を検討中である。 加えて、NGSを用いたHLAタイピングにより、従来法では同定できないアレルの同定を可能とした。それによりドナー特異的抗原を回避した臍帯血の選

扱が可能となった。この成果は、令和 8 年度診療報酬改定において臍帯血移植において NGS 法を用いて組織適合性検査を行った場合の加算の創設につながった。

○効率的でドナーの負担軽減に資する末梢血幹細胞採取法の確立と非血縁者間末梢血幹細胞移植の治療成績向上のための研究（令和 5 年度～7 年度）

非血縁ドナーからの末梢血採取において導入された持続型 G-CSF の使用状況を調査し、導入 9 ヶ月で末梢血幹細胞ドナーの 44.1%に使用されていることを把握した。また、血縁ドナーにおける使用実績から、海外と比較して日本における動脈炎の発生報告が多いことが明らかとなった。本結果は骨髄バンクのドナー安全委員会で議論後、令和 8 年度の造血幹細胞移植委員会においても研究班から報告され、末梢血幹細胞移植の安全性の確保について議論される予定である。さらに、アナフィラキシーショック事例、G-CSF 過剰投与事例について安全性情報を発出し、採取中のモニタリングに関するマニュアル及び研修資材をアップデートした。また、末梢血幹細胞採取中の心拍監視モニターの実施状況の調査結果を踏まえて、急変に備えて非血縁者間末梢血幹細胞採取マニュアルを改訂した。・日本骨髄バンク登録若年層ドナーは、18～19 歳ドナーは医学的には 20 歳以上の若年成人と同等の安全性を有する一方、コーディネートにおいては進学、就職、転居等の社会的要因によるコーディネート終了リスクが高く、19 歳から 25 歳ドナーは中断となるリスクが高かった。これは、今後のドナー確保戦略の見直しに資する知見であった。

2. 臓器移植領域

○国内の移植医療推進 10 カ年戦略に関する研究（令和 8 年度～10 年度）

移植実施施設の実態調査を実施した。結果は臓器移植委員会に報告され、令和 8 年度内の移植施設支援策の検討に用いられている。また、人口構造の変化と待機患者数を踏まえた必要ドナー数が推計され、次期臓器移植改革の検討材料として用いられる予定である。

○臓器・組織移植医療における医療者の負担軽減、環境改善に資する研究（令和 5 年度～7 年度）

「脳死下臓器提供を目的とした転院搬送チェックリスト」を作成した。この成果をもとに、脳死下臓器提供を目的とした転院搬送が許容されることとなった。また、遠隔での脳死判定に関する技術的検討を行い、技術水準の草案を作成した。

○臓器提供に係る医療者教育に資する研究（令和 6 年度～8 年度）

重篤な神経障害を負い脳機能が喪失した重症患者管理に資する、「不可逆的全脳機能不全の集中治療マニュアル 2025」を発刊した。また、日本医師会と連携し

た教育コンテンツを作成、公開し、臓器提供に関する理解促進に寄与した。また、看護教育の課題抽出を行い、今後の看護教育モデル・コア・カリキュラムの次期改定に向けての検討材料として用いられている。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

○臓器提供実施施設・移植実施施設の施設基準適正化のための基盤的研究

(令和7年度～9年度)

脳死下臓器提供実施施設については長らく見直しが行われておらず、厚生労働省医療機関情報等支援システム（G-MIS）によるアンケート調査について、施設基準適正化を念頭により詳細な実態把握と基準設定が可能となる項目への変更を決定した。しかし、本研究の採択決定が11月であった一方、G-MIS調査設計締め切りが9月であったことから、項目変更のシステム反映が間に合わず、次年度以降に項目反映されることとなった。

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
11	83	1	5	49	6	0	1	0	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	臓器移植については、改正臓器移植法施行後、提供者数は増加傾向であるが、国際的にみて依然として少なく、円滑な提供に向けた対策及び普及啓発の推進が必要である。またドナーに限らない重症脳障害患者の集中治療マニュアル等、日本国全体の高度医療の質向上に資する教育資材等を生み出した。 造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保などの課題に取り組む必要がある。当該年度は、安定的に臍帯血を確保するための事業の効果検証、臍帯血をより安全に供給するための検査手法の有効性の検証など、いずれも将来を見据えた研究が行われた。また末梢血幹細胞移植のドナーの安全の確保、ドナーリクルートにおける重点対象年齢の検討に資するデータが得られた。いずれも厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会における今後の造血幹細胞移植のあり方の検討に不可欠であった。
効率性 の観点 から	事業担当官が研究代表者と密に連絡を取り、全ての班会議に参加して適切に進捗管理を行い、円滑に研究が行えるよう支援した。また、事業全体の会議によって、研究班を超えた課題意識の共有と新規研究テーマ

	の開発、担当の整理を行った。臓器移植分野では、提供施設と移植施設及びあっせん機関等が、造血幹細胞移植分野では、全国の医療機関、バンク、コーディネート施設・支援機関等が、連携して課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われた。また、研究成果も速やかに共有され、効率的に現場に還元された。さらに、レシピエント・ドナー双方の安全性改善に直結しやすい課題と普及啓発活動に関する研究に優先的に予算を配分し、効率的に事業を遂行した。
有効性の観点から	臓器移植分野では、医師だけではなく、実際に終末期支援を行う看護職員も含めた医療者教育の改善、提供施設のみで集中治療から臓器提供を完遂するためのマニュアルの作成等により、提供施設の基盤整備がより拡充された。 造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成が行われ、得られた結果が関係機関に共有された。また NGS による HLA タイピングやバンクにおける臍帯血処理に用いられる製品の検証など、より安全な臍帯血供給に資する研究が行われ、その成果を実運用し、移植医療基盤が改善した。また、臍帯血の公開率向上のための採取技術向上に係る事業の効果検証など、予算事業の効果検証を行い、施策の効果的な推進に寄与した。さらに、ドナーの負担軽減に有効な末梢血幹細胞移植のドナーへの安全性情報の発出や有害事象を踏まえたマニュアルの改訂など、ドナーの安全確保に寄与した。

6. 改善すべき点及び今後の課題

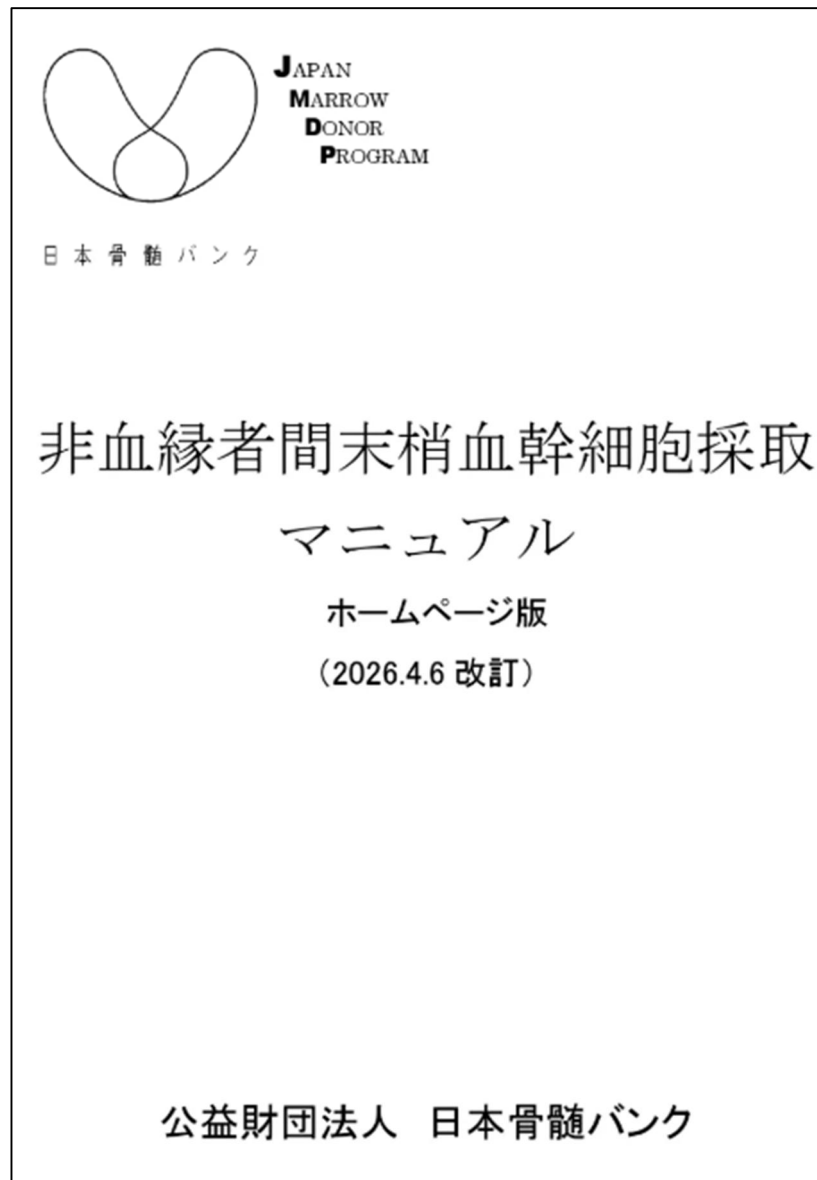
臓器移植分野では、臓器提供プロセスの各場面をより詳細に分析し、それに直結する課題の抽出や解決と、提供施設の基盤整備が重要である。また、科学的根拠に基づいた普及啓発の方法の検討、大規模・小規模それぞれの場面に合わせた新たな普及啓発モデルの幅広い展開も重要である。臓器提供に関わる解説書やマニュアルのより幅広い層に向けた活用を目的として医療従事者に対する移植医療の教育や啓発に取り組んでいく必要がある。また、臓器移植法制定 30 年が経過し、当初にはなかった倫理的・法的・社会的課題を抽出する必要がある。

造血幹細胞移植分野では、若年ドナーや、幹細胞の採取・提供に至るドナーを継続的に確保することや、造血幹細胞提供体制を強化することが必要である。善意により提供された臍帯血を効率的に活用できるよう、採取機関への有効な教育・研修方法を提案するとともに、より質の高い臍帯血を移植待機者に提供するための検討を進める必要がある。また、末梢血幹細胞移植はドナーの負担軽減に有効な方法である一方で、G-CSF 等に伴う有害事象が一定程度発生している。引き続き有害事象を把握し、安全性情報を発出するとともに、マニュアルをアップデートし、採取施設・採取医への適切な研修を行うとともに、ドナーにもわかり

やすく説明することが必要である。国民の協力と理解を得ながら実効性のある普及啓発活動を全国展開し、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されるべきである。

＜参考＞ 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○効率的でドナーの負担軽減に資する末梢血幹細胞採取法の確立と非血縁者間末梢血幹細胞移植の治療成績向上のための研究（令和 5 ～ 7 年度）



臓器提供に係る医療者教育に資する研究（令和6～8年度）

目次・要約 2026.33-S1

不可逆的全脳機能不全患者の集中治療マニュアル2025

令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）
「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」
臓器提供を見据えた患者管理マニュアル改訂版

黒田 泰弘（研究代表者、戸田中央メディカルケアグループあさか医療センター ER救急センター/香川大学医学部）
土井 研人（班長、東京大学医学部附属病院 救急・集中治療科）
横堀 晋司（班長、日本医科大学大学院医学研究科 救急医学分野）
渥美 生弘（浜松医科大学 救急災害医学講座）
中村健太郎（鹿児島県立大島病院 救命救急センター）
内藤 宏道（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 救命救急・災害医学講座）
矢野倫太郎（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 麻酔集中治療医学）
成宮 博理（京都第二赤十字病院 高度救命救急センター）
蛭子 洋介（亀田総合病院 感染症内科）
河北 賢哉（香川大学医学部 救急災害医学講座）
青木 一恵（兵庫県立こども病院 集中治療科）
伊藤 友弥（あいち小児保健医療総合センター 救急科）
岡田 広（松戸市立総合医療センター 小児集中治療科）
黒江 崇史（兵庫県立こども病院 集中治療科）
庄司 健介（国立成育医療研究センター 教育研修センター/感染症科）
塚原 祐平（岡山大学病院 小児救急科）
鉄原 健一（兵庫県立こども病院 総合診療科）
松本正太郎（国立成育医療研究センター 集中治療科）
山田 全毅（国立成育医療研究センター 感染症科）

Key words: ①irreversible total cerebral dysfunction, ②hormone replacement,
③lung protective ventilation, ④extracorporeal membrane oxygenation

①本マニュアルの改訂作業は、令和6年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」（研究代表者 黒田泰弘）臓器提供を見据えた患者管理マニュアル改訂版によって実施された。
②現行の臓器提供を見据えた患者管理マニュアルは、令和2年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「5類型施設における効率的な臓器・組織の提供体制構築に資する研究—ドナー評価・管理と術中管理体制の新たな体制構築に向けて」（主任研究者 嶋津富士、田崎 修）で作成された「臓器提供を見据えた患者評価・管理と術中管理体制のためのマニュアル（分担：日本救急医学会、日本集中治療医学会）」である。今回の改訂に賛同および御配慮いただいた主任研究者の嶋津富士先生、田崎修先生に謝意を表す。
③本マニュアルの公益性の高さに鑑み、本マニュアルからの転載は許諾を求めずに掲載してよいものとする。

〒著者連絡先：一般社団法人日本集中治療医学会
（〒113-0033 東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル10F）

受付日 2025年 6 月 2 日
採択日 2025年10月28日

— 1 —

国内の移植医療推進 10 カ年戦略に関する研究（令和7～9年度）

移植実施施設における課題解決に向けた取組について(案)

- 脳死下臓器提供件数が増加する中、臓器移植手術に対応する人員の不足などを背景に、院内体制が整っていないという理由で、臓器の移植を辞退する施設が発生している現状にある。
- そのような中、第76回から第78回の臓器移植委員会において、多臓器の移植に対応し、多数の移植手術を実施する移植実施施設の負担が大きいことが明らかとなった。
- このため、今後の臓器提供者数の増加に対応できるよう、こうした施設が抱える課題を解決する方策について、移植実施施設へのヒアリングや実態調査(※1)の結果等も踏まえた議論を行ってきた。
- これらの議論を踏まえ、「臓器移植実施体制推進支援事業」等により、多数・多臓器の移植を実施している施設の体制整備を推進していく。
- 上記の事業を実施するにあたって移植実施施設に求められる要件については、これまでの議論を踏まえて、概ね以下のような内容が妥当と考えられる。また、小児移植に特化した多数・多臓器の移植実施施設は一部別要件を設けることとする。
- なお、これらの取組については、事業等の実施状況も踏まえて、随時検討を加えていく。

※1 令和7年度厚生労働科学研究「国内の移植医療推進10カ年戦略に関する研究」による調査

<要件案>

事項	具体的な内容
臓器移植の実績等	・多臓器の移植に対応でき、脳死下及び心停止後における移植実施件数が一定数以上であること。 ・臓器あっせん機関に登録されている脳死下または心停止後の臓器移植を待機している患者が一定数以上いること。
人員配置	・臓器移植の経験が豊富な移植認定医、専従の認定レシピエント移植コーディネーター及び常勤の外科医を一定数以上配置していること。 ・集中治療科専門医に關して、通常の医療を行った上で臓器移植を実施するために必要な数を配置していること。 ・土日祝日の体制に關して、麻酔科医や手術室対応ができる看護師を一定数配置していること。
手術室運営	・院内で、脳死下または心停止後の臓器移植を実施する際の手術室調整に關する対応方針を定めていること。
業務分担	・臓器移植に係る一連の業務(紹介時対応、術後集中治療や退院後外来等)に關して、内科医や集中治療科専門医等とのチーム医療を行っていること。 ・認定レシピエント移植コーディネーターが臓器移植に係る業務に積極的に参画していること。
地域医療機関連携	・移植実施施設ではない地域の医療機関の内科医等に対して、積極的に臓器移植に關する情報提供を実施していること。 ・臓器の移植後患者の希望を踏まえて、紹介元等地域の医療機関に逆紹介し、連携して診療を実施していること。
教育や研究体制	・他の移植実施施設の医療従事者等を受け入れて、一定期間の養成を実施していること。 ・移植医療に關する研究とその成果の公表を、一定以上行っていること。
摘出手術体制	・自らが臓器提供施設になる場合や、近隣の臓器提供施設で臓器提供が行われる場合には、臓器横断的に摘出支援を行えるチームを結成し、臓器を摘出する体制を整備していること。

3

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	76,150	4	4
令和6年度	76,150	5	5
令和7年度	82,738	6	4

3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、地域医療と連携し、慢性の痛み医療の全国的な均てん化及び水準の向上を図る。また、痛みセンターでの診療を通じたデータベースの構築、慢性の痛みに関するガイドラインの普及、原因解明、予防法の検討、診断法及び客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施する。これにより患者のQOL及び診療の質の向上を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和7～9年度） 新規の痛みセンターを認定した。慢性疼痛診療ガイドライン改訂に向けた基本方針及び体制を整備し、課題整理と対応策の検討を行った。「慢性の痛み情報センター」ホームページを刷新し、患者向け／医療向けの二層構造とすることで、情報アクセスの向上を図った。 ○「痛覚変調性疼痛による労働効率低下の早期発見ならびに治療モデルの構築」（令和6～8年度） 就労支援に認知行動療法を融合させた痛覚変調性疼痛に対する治療プログラムを作成し、患者の復職を達成した。 ○「痛覚変調性疼痛を有する慢性疼痛患者の心理社会的背景の分析と社会復帰・居場所づくりを推進する研究」（令和6～8年度）

産業医、プライマリ・ケアに関連する学会と連携し、慢性の痛みに関するセミナーを実施した。									
○「高齢期就労者を含む多様性の受容と慢性の痛み患者への包括的就労支援策の開発と実践―国際的視点の導入」（令和7～9年度） 頭痛・頸肩こりに対するセルフケア動画の制作及びライフスタイル改善プログラムを紹介する「痛みのガイドブック」を作成した。									
②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	慢性の痛みは国民のQOL低下の一因であり、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」等の提言を踏まえて各種政策の充実が求められている。これまで、慢性疼痛診療システムの構築及び普及・人材養成に関する取り組みが段階的に実施されており、令和5年度から「慢性疼痛診療システム均てん化等事業」が進められている。本事業は、これらの施策に活用可能な、診療・教育の基盤構築に関する研究を行うものであり、対策の推進に不可欠である。
効率性 の観点 から	「慢性の痛み情報センター」ホームページへのアクセスの向上や、セルフケア動画、痛みのガイドブックの作成を通じ、国民が適切な情報を収集し、セルフケアを推進することで、慢性の痛みへの効率的な介入が期待できる。また、産業医やプライマリ・ケア医に向け、慢性の痛みに関するセミナーを実施したことによって、慢性の痛み医療の均てん化や就労支援を効率的に達成することができた。
有効性 の観点 から	本研究事業の成果により、慢性の痛みに対するセルフケアの推進や、医療機関への早期受診が可能となった。また、多職種連携や就労支援を通じた介入により、患者のQOL改善、社会復帰が促進され、医療経済への効果も期待できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

痛みセンターにおける診療のエビデンスの蓄積を推進し、効率的・効果的に研究を実施する必要がある。また慢性疼痛診療性疼痛診療ガイドラインの改訂・普及に努める必要がある。さらに、今後は認知行動療法などを含む多角的な慢性疼痛診療システムや包括的就労支援策の開発等の研究を通じて、痛み政策の高度化を図ることが求められる。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用 の例

「高齢期就労者を含む多様性の受容と慢性の痛み患者への包括的就労支援策の開発と実践—国際的視点の導入」の研究（令和7～9年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局老人保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	93,562	13	12
令和6年度	93,562	17	10
令和7年度	90,584	15	13

3. 研究事業の目的

高齢者の生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸、介護予防や重度化防止の手法、及びそれらを効果的・効率的に提供できる体制・手法の開発等を目的としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
⑪ 目的とする成果が十分に得られた事例 ○訪問看護サービスの安全管理に係る多角的・科学的エビデンス構築（令和6～7年度） 全国の訪問看護事業所を対象とした横断調査及びインタビュー調査により、多くの事業所で事故件数を把握しているものの、過去1年間の事故発生件数及びインシデント件数が少ない傾向で、最も発生率が高いのは転倒/転落であることや、市町村による介護保険の事故情報の把握は進んでいるものの、予防のための組織的取組に改善の余地があること等が明らかとなった。 調査結果から、事業所向けに望ましい安全管理体制に関する指針（案）が作成され、今後の事故情報等の集積・共有システムの構築・運用に関する提案がなされた。本研究の成果は、標準的な安全管理ガイドライン策定、事業所の更なる安全管理体制の充実に向けた介護報酬の改定や介護事故情報の集積・共有システムの検討等に活用する予定である。 ○オーラルフレイル対策における口腔機能の維持・向上のための効果的な評価・介入方法の確立の研究（令和6～7年度）

調査結果から、OF-5 (Oral Frailty 5-item Checklist) を用いたオーラルフレイルの新規発生に関連する要因として、女性において生活満足度や社会的つながり等の心理社会的要因が挙げられた。また、社会実装モデルの検討では、11 自治体へのヒアリングを通して、マニュアル案に対する意見収集および地域実践上の課題整理を行った。これらの成果をもとに、「地域で取り組む！オーラルフレイル対策マニュアル」を作成した。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (令和7年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	65	0	0	58	16	0	0	0	8

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し、高齢者の生活の質を維持・向上し、健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出した。また自治体等が科学的根拠に裏付けられた介護予防事業の展開ができるよう、課題を乗り越える研究成果を創出して。したがって、本事業は介護分野の政策課題解決のために必要である。 介護サービスの安全性を担保する上で、訪問看護サービスの安全性の確保は不可欠である。安全管理体制に関する指針（案）の作成と今後の事故情報等の集積・共有システムの構築・運用に関する提案などの研究成果が得られた。
効率性 の観点 から	外部専門家による事前・中間・事後評価を実施した。これにより、研究計画には既存の蓄積されたエビデンスが反映され、事業計画・実施体制の妥当性と効率性が担保された。また、事業開始後は研究班会議への担当官の参加等により、定期的に進捗管理が行われた。また、関連性のある研究班の担当者間での相互連携を図られているなど、効率的な研究推進体制が整備された。
有効性 の観点 から	本研究事業では、各種事業の効果判定や新たな方法の提案、段階的なエビデンスの構築を実施した。制度や社会情勢に沿った研究成果が行政事業へ活用され、他事業と研究事業による成果の循環が図られた。 訪問看護サービスの安全管理に対するガイドライン作成は、訪問看護事業所における安全管理に貢献するものであり、有効性は高い。また、オ

	ーラルフレイル対策マニュアルは地域での対策の推進に活用可能である。
--	-----------------------------------

6. 改善すべき点及び今後の課題

引き続き、高齢者に特有の課題に対応した研究を推進し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法の開発を推進する必要がある。また、限られた資源の中で効率的なサービス提供を実現する体制整備を進めるとともに、審議会等での議論や制度改正の動向等も踏まえた上で取り組む必要がある。さらに、第11期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、科学的介護情報システム（LIFE）等を活用し、エビデンスに基づく指標開発及び介入手法の標準化を進め、PDCAサイクルの好循環を推進する必要がある。

＜参考＞ 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

- オーラルフレイル対策における口腔機能の維持・向上のための効果的な評価・介入方法の確立の研究（令和6～7年度）



令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（長寿科学政策研究事業）
「オーラルフレイル対策における口腔機能の維持・向上のための効果的な評価・介入方法の確立の研究」
66

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	老健局総務課
関係部局	老健局認知症施策・地域介護推進課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	122,608	13	9
令和6年度	122,608	13	9
令和7年度	119,952	13	9

3. 研究事業の目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向け、予防、診断・治療、リハビリテーション及び介護に関する科学的エビデンスの確立を図る。また、認知症の人の社会参加の在り方や、共生のための社会環境整備に関する政策課題について調査研究を行い、その成果を広く国民に還元する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

①目的とする成果が十分に得られた事例

○「若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究」（令和5～令和7年度）

医療機関、企業、就労継続支援事業所等を対象とした実態調査により、就労継続の困難さ、経済的負担、診断前後での情報ニーズの変化、多職種連携の不足等、複合的課題が明らかとなった。これらを踏まえ、「若年性認知症支援ガイドブック（令和7年度版）」等が作成された。

○「認知症の遠隔医療及びケア提供を促進するための研究」（令和5～7年度）

離島・中山間地域において、資源不足や専門性の低さ、交通困難等の課題が明らかになった。一方で、遠隔医療やITスクリーニング、オンライン研修などの活用は、へき地における医療・介護提供や人材育成に有効であることが確認された。これらの成果を基に「離島・中山間地域における認知症支援体制づくり事例集」が作成された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績 (令和7年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
33	96	23	0	108	26	0	1	1	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	高齢化の進展に伴い、認知症及び軽度認知障害の人の数は増加しており、国民誰もが認知症になり得る状況にある。そのため、地域生活のあらゆる場面で認知症施策を推進することが重要である。 「認知症施策推進基本計画」においても、認知症の研究推進等が目標として掲げられている。本研究事業は、統計調査や、医療・介護等提供手法の検討等を通じ、施策推進及び共生社会の実現に向けた基盤を形成するために必要不可欠である。
効率性 の観点 から	評価委員会による事前・中間・事後評価を通じ、研究計画・実施体制の妥当性と効率性が確保された。また研究代表者との連携や班会議を通じた進捗管理、研究班間の相互連携などにより、研究を効率的に推進する体制が整備された。
有効性 の観点 から	認知症施策の課題及び対応方針の検討に資する実践的な研究課題が設定された。地域支援体制の強化、適切な医療・介護サービスの提供に向けた具体的方策の検討など、多角的なテーマに取り組み、知見を提供した。これらの研究成果は、施策立案への活用可能性が高い。これにより、認知症の人が尊厳と希望を持って日常生活を継続できる共生社会の実現に寄与することができるため、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後の認知症及び軽度認知障害の増加に伴い、医療、介護、福祉分野における課題は増加している。そのため、行政的・社会的優先度の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことで、より効率的な研究推進を図る必要がある。 加えて、本研究事業の成果が広く周知され、活用されるよう、実用性を高める取組を引き続き推進するべきである。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究（令和5～7年度）

- ・若年性認知症診断後支援ガイドブック
- ・働きざかりの世代の認知症－仕事と治療を両立するために－
 - ・認知症疾患医療センターにおける若年性認知症診断後支援ガイド



○認知症の遠隔医療及びケア提供を促進するための研究（令和5～7年度）

・ 離島・中山間地域における認知症支援体制づくり事例集



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課、健康・生活衛生局難病対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	613,503	52	49
令和6年度	613,503	54	50
令和7年度	579,406	51	49

3. 研究事業の目的

令和4年6月の社会保障審議会障害者部会報告書を踏まえ、障害者の日常生活や社会生活等を支える多様な施策について、障害の種類別、福祉サービスの体系別等の観点から、総合的かつ体系的な政策研究を推進する。これにより、エビデンスに基づく障害保健福祉施策の立案・実施に資する知見を蓄積する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」（令和5～7年度） 調査結果を補装具評価検討会に報告し、補装具告示等改正の基礎資料として活用された。 ○「障害者ピアサポート研修の実施内容の検証及び更なる効果的な実施方法の確立に向けた研究」 研修事業の実施実態と課題を整理し、改善提案が取りまとめられた。 ○「第8期障害福祉計画の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る成果目標の見直しに資する研究」（令和5～7年度） 自治体で活用可能なロジックモデル及び指標の開発がなされ、令和9年度からの障害福祉計画の指標に反映予定である。
②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
65	185	209	44	513	88	0	0	30	55

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	地域包括ケアシステムの構築に資する指標の提案や、補装具告示等改正の検討に資する基礎情報が得られ、行政的必要性の高い研究が実施された。
効率性 の観点 から	研究内容の重複等を回避して、効率的な事業運営が行われた。また、様々な領域の専門家が研究班に参画したこと、班会議を通じた進捗管理もが行われたことにより、効率的に研究が遂行された。
有効性 の観点 から	研修プログラム等の改訂等の成果が都道府県において活用されており、障害者支援人材の育成に寄与している。また、精神障害に対する支援方法についての研究が進められ、今後の実装が期待できる。

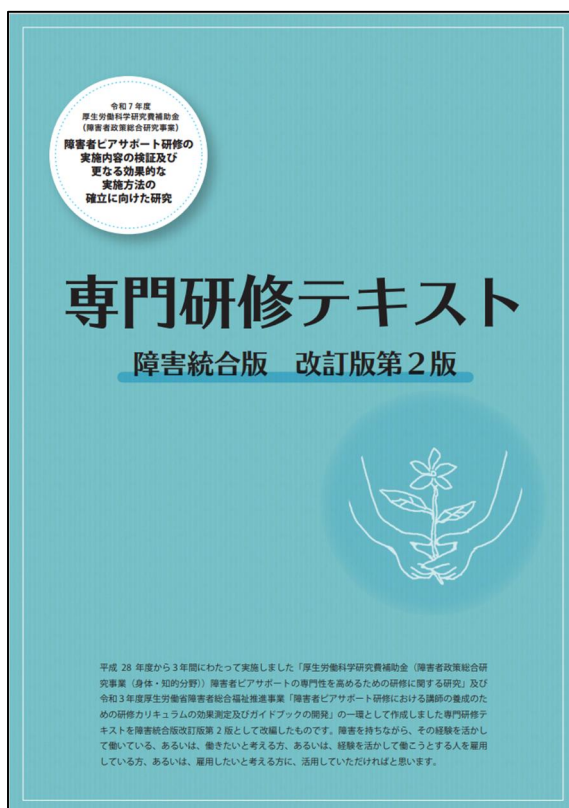
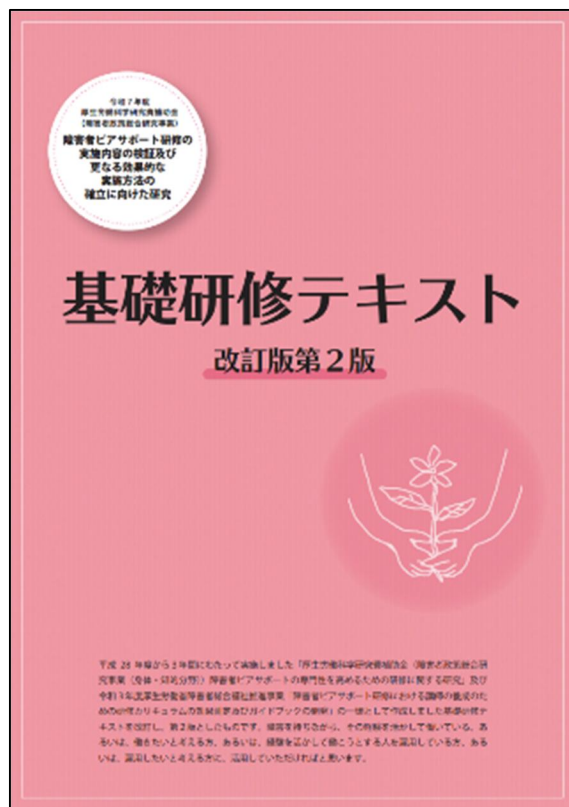
6. 改善すべき点及び今後の課題

障害種別を問わず、地域社会での共生を実現するため、多様な障害福祉施策・制度の立案や見直しに資する成果の創出が引き続き求められる。今後も関係者の意見を踏まえつつ時宜を得た研究を実施していく必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○障害者ピアサポート研修の実施内容の検証及び更なる効果的な実施方法の確立に向けた研究（令和6～7年度）

作成した研修テキスト案



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
関係部局	健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	608,630	67	65
令和6年度	608,630	54	49
令和7年度	578,610	46	43

3. 研究事業の目的

平時における感染症危機管理機能の強化、迅速な病原体診断を可能とする体制の整備、感染症指定医療機関の機能充実、水際対策の強化及び予防接種体制の構築等が必要である。本事業では、次の感染症危機に必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。
--

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（１）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床対応及び行政との連携体制の構築のための研究」（令和5～7年度） 一類感染症等の患者が発生した場合の対応能力の向上を図るため、感染症危機管理に関する情報の収集・還元を行うとともに、集中治療に関する実技研修会を開催した。また、国内に常在する広義のウイルス性出血熱である重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に関して「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）診療の手引き2025年版」を作成し、医療機関等への周知が図られた。 ○「AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）実行のための体制整備に資する研究」（令和5～7年度） ASPIREに基づき、「サーベイランスシステムと検査機関ネットワーク」及び「抗微生物剤のアクセスと規制」のワーキンググループと協力し、アジア諸国のAMR対策実行支援の1つとしてカンジダ・アウリス感染症及びその対策の知見を集

約した「カンジダ・アウリス（Candida auris）診療の手引き 第2.0版」を作成した。 ○「エムボックスの流行拡大に備えた診療・感染管理指針の作成と普及啓発についての研究」（令和7年度） 世界的に報告されているエムボックススクレード Ib の国内流入に備えた対策に資する知見を集約するとともに、「保健所等におけるエムボックス検査のガイドライン」及び「エムボックス 診療の手引き 第4.0版」を作成し、医療機関、保健所等に周知した。 ○「予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究」（令和8年度継続中） ワクチンに関する疫学情報及び費用対効果を分析し、予防接種法上の定期接種化に関する議論に活用された。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
10	101	36	17	82	17	0	0	4	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	新型コロナウイルス感染症等の経験も踏まえ、次の感染症危機に備えた公衆衛生危機体制の強化が求められる。また、既存の感染症の脅威にも対応することも重要である。これらのため、ワクチンを含む感染症研究の一層の推進が必要である。
効率性 の観点 から	平時から感染症の発生に備えた体制構築も念頭に、検討すべき研究課題を厳選した。また、最適な研究者の選考、公正な研究費の配分も図られた。加えて、プログラムオフィサー（PO）による進捗管理等により、事業全体の効率的な推進が図られた。
有効性 の観点 から	重点感染症等を想定した感染症危機管理能力の強化、性感染症、AMR 対策、人獣共通感染症、予防接種等に関して、行政施策に直結する成果が多く産出された。したがって、社会的な貢献が大きく、有効性は高いと評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

緊急性の高い行政課題に対応する研究が多いため、短期間で効果的な成果を得るための研究計画の精緻化が求められる。また、P0 によるさらなる進捗管理の充実が必要である。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

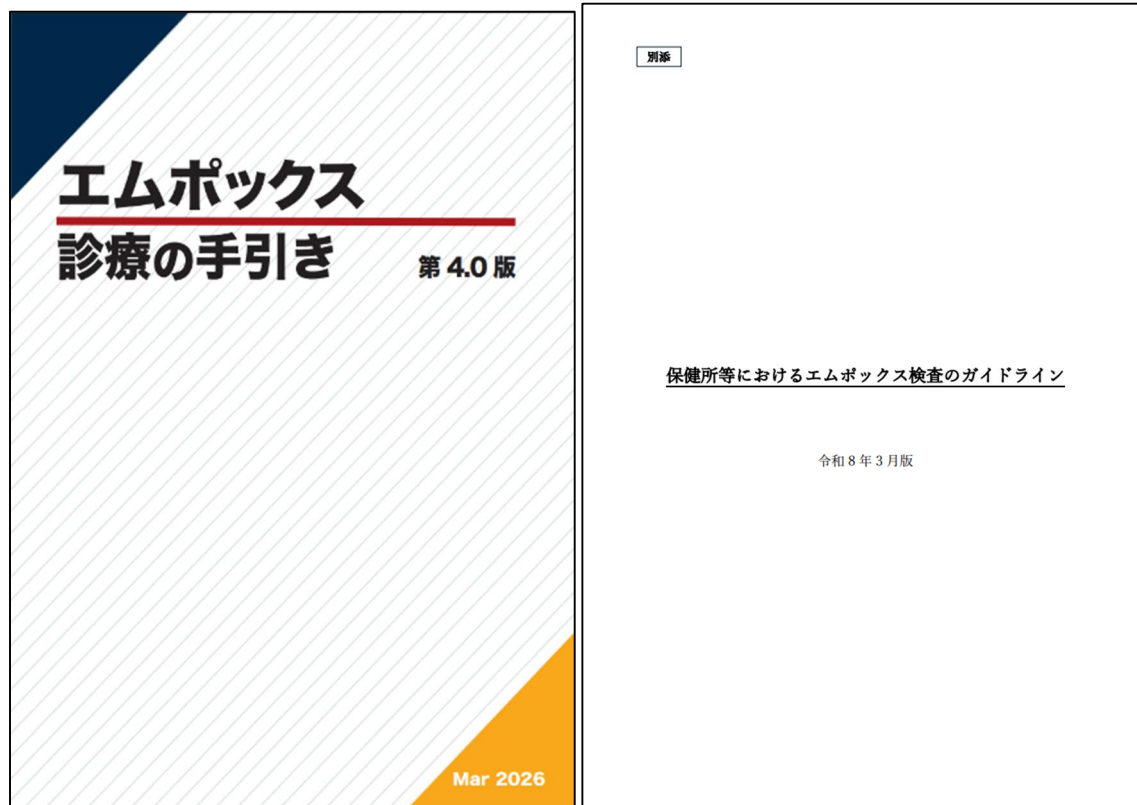
「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床対応及び行政との連携体制の構築のための研究」（令和5～7年度）



「AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）実行のための体制整備に資する研究」（令和5～7年度）



○エムボックスの流行拡大に備えた診療・感染管理指針の作成と普及啓発についての研究（令和7年度）

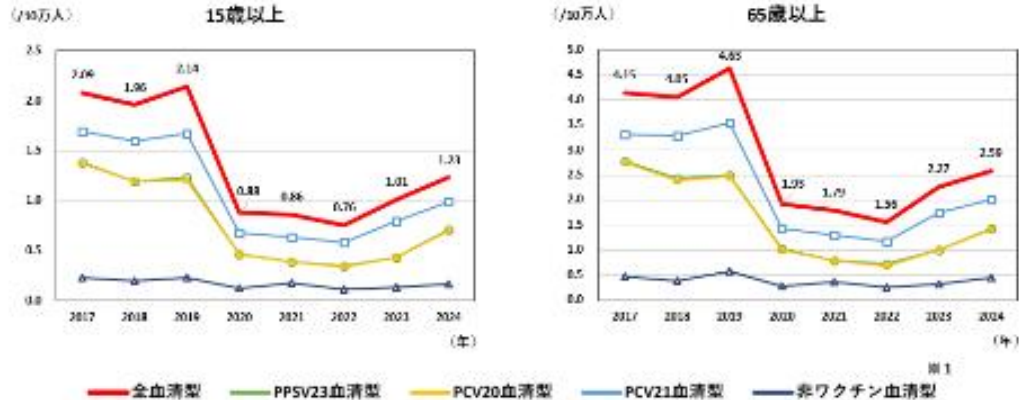


「予防接種施策の推進及びワクチンの評価に資する研究」（令和8年度継続中）

侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

① 侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）における血清型別の罹患状況（人口10万人あたり）

- 研究班によると、2020～2022年のIPD罹患率は、2017～2019年の罹患率と比較して大きく減少しており、COVID-19に対する感染対策の影響と考えられた。
- 2023年以降は、成人のIPD罹患率は増加傾向にある。



※1 非ワクチン血清型は、PPSV23、PCV20/21に含まれない血清型
注：各ワクチンで共通する血清型は重複計上している

【出典・研究方法】

- ・ 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業『成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究』（研究代表者 明田幸宏）（研究実施期間令和7年度～令和9年度）において実施
- ・ 調査対象地域：北海道、岩手県、山形県、新潟県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、福岡県、福岡県、福岡県の1道9県
- ・ 対象患者：調査対象地域における15歳以上の侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）全症例
- ・ 研究方法：上記調査対象地域で届け出られたIPD症例から分離された菌株と臨床情報を収集。菌の同定・血清型解析は国立感染症研究所で実施

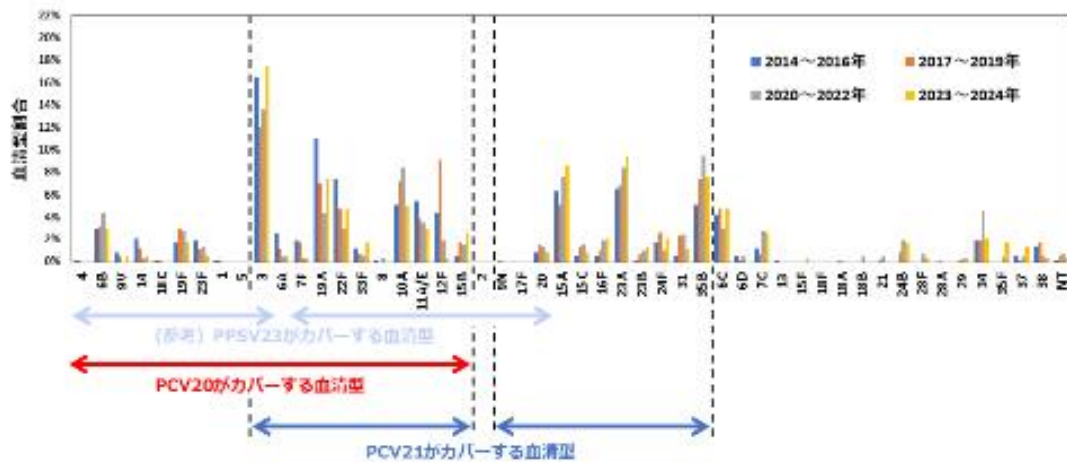
8

侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

② 侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）における血清型別分布の推移（2014年から2024年）

- 65歳以上の侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）症例において、PCV20及びPCV21がカバーする血清型は持続的に検出されている。
- また、PCV20及びPCV21のいずれのワクチンもカバーする血清型3、19や、PCV21のみカバーする血清型15A、23A、35Bの増加傾向が見られている。

65歳以上のIPD症例における各血清型における割合の推移（2014年から2024年）



【出典】

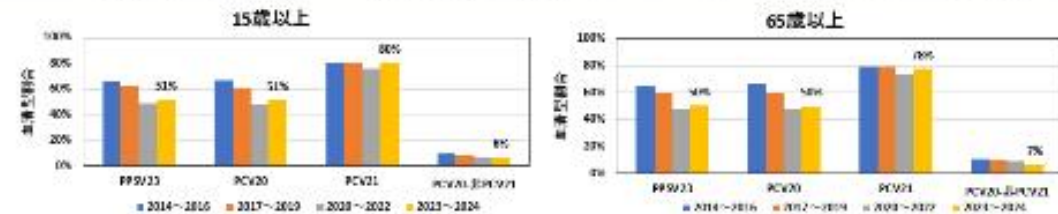
厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業『成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究』（研究代表者 明田幸宏）（研究実施期間令和7年度～令和9年度）

9

侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

30 侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) における各ワクチンがカバーする血清型割合の推移 (2014年から2024年)

- 15歳以上及び65歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) 症例から検出された肺炎球菌の血清型のうち、PCV20がカバーする血清型の割合と比較して、PCV21がカバーする血清型の割合が高い。
- 15歳以上及び65歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) 症例から検出された肺炎球菌の血清型のうち、PCV20がカバーする血清型の割合は2014年以降低下傾向にあるが、PCV21でカバーする血清型の割合は2014年以降概ね維持されている。
- 15歳以上及び65歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) 症例から検出された肺炎球菌の血清型のうち、PCV20がカバーし、PCV21がカバーしない血清型の割合は2014年以降低下傾向にあるものの、2017年～2019年においてともに4%以上、7%認められる。



全症例に占める 各ワクチンがカバー する血清型の割合	15歳以上				65歳以上			
	2014～2016	2017～2019	2020～2022	2023～2024	2014～2016	2017～2019	2020～2022	2023～2024
PPSV23	n=711 66%	n=1244 62%	n=500 48%	n=442 51%	n=488 65%	n=871 60%	n=365 48%	n=338 50%
PCV20	67%	61%	48%	51%	67%	59%	47%	50%
PCV21	80%	80%	76%	80%	79%	79%	74%	76%
PCV20+PCV21 ^{a)}	9%	9%	7%	6%	10%	10%	9%	7%

注1 PCV20に含有、PCV21に非含有の9血清型 (4、6B、9V、14、18C、19F、23F、1、5)

【出典】
厚生労働科学研究費助成事業・国際共同研究及び国際共同研究費助成事業 (日本人の呼吸器感染症予防サーベイランスの強化のための研究)
(研究代表者 岡田孝弘) (研究実施期間令和7年度、令和8年度)

10

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課エイズ対策推進室
関係部局	医政局研究開発政策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	903,625	29	29
令和6年度	903,625	27	25
令和7年度	869,662	28	25

3. 研究事業の目的

エイズ予防指針に基づき、これまでの取組の効果を検証し、継続・新規の対策を検討する。それらを踏まえ、新規 HIV 感染及びエイズ発症後の報告者の減少を図るとともに、HIV 感染者及びエイズ患者に対する適切な医療提供体制の整備を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○HIV 感染症及びその併存疾患や関連医療費の実態把握のための研究（令和5～7年度） 抗 HIV 療法の副作用や長期療養に伴う合併症の増加、血友病の併存に伴う療養上の課題を踏まえ、医療提供体制に関する調査を実施した。その結果 NDB を用いた様々な指標が確立され、令和7年度エイズ動向委員会に提供された。 ○HIV 感染者の妊娠・出産・予後に関するコホート調査を含む疫学研究と情報の普及啓発方法の開発及び診療体制の整備と均てん化のための研究（令和6～8年度） HIV 感染妊婦及びその児の発生動向を把握するとともに、将来的な HIV 母子感染の根絶に向けた方策を検討し「HIV 母子感染予防対策マニュアル第9版 改訂追補版～経膈分娩マニュアル～」を作成した。本研究は、全国規模での情報集積として我が国で唯一の取組である。 ○非加熱血液凝固因子製剤による HIV 感染者に合併する悪性腫瘍の制御を目指した研究（令和6～7年度）

悪性腫瘍の合併リスクに対応する検診体制を検討し、対象者への検診及び精神的ケアを行った。本研究は、血液凝固因子製剤に含まれる HIV に感染した患者の健康被害を救済資するとともに、今後の医療・政策の推進に寄与するものとなった。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績 (令和7年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
29	106	5	0	235	20	0	0	4	3

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	エイズ予防指針に基づき、施策評価、発生の予防及びまん延の防止、医療体制整備、疫学情報の把握、長期感染に関する研究が行われた。本事業での研究内容は我が国のエイズ対策を総合的に推進するうえで必要性が高い。
効率性 の観点 から	担当官の研究班会議への参加等により、効率的な進捗管理が行われた。また本事業において、厚生労働省「エイズ対策政策研究事業」とAMEDの「エイズ対策実用化研究事業」の研究代表者による合同の成果発表会を通じ、各研究班の進捗管理と情報共有が行われた。これらにより効率的な研究推進がなされた。
有効性 の観点 から	施策評価、発生の予防及びまん延の防止、医療体制、疫学情報等の幅広い分野において研究が推進された。研究成果は、審議会における指針改定の検討に資する科学的知見として提供された。また、各種ガイドラインの作成・普及を通じ、医療現場における対応力の向上及び予防対策の推進に寄与している。

6. 改善すべき点及び今後の課題

厚生労働行政につなげるため、多様な対象に関する調査や啓発活動においては現状把握にとどまらず、具体的な介入方法や施策提言に展開できるよう計画的にすすめていくことが重要である。また、個別施策層 (MSM、外国人、薬物使用者等) に対する対策については、対象の特性の変化を踏まえた戦略の再構築等が求められる。研究成果については、従来の取組との違いや有効性の明確化し、医療・福祉連携や救急対応等を含めた具体的な実装モデルやマニュアルとして整理し、現場で活用可能な形で提示する必要がある。

今後は、研究成果として得られたデータの横断的利用を進めつつ、長期療養、高齢化、外国人対応等を見据えた持続可能な医療体制の構築と、啓発・支援手法の高度化・横展開を図ることが重要である。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

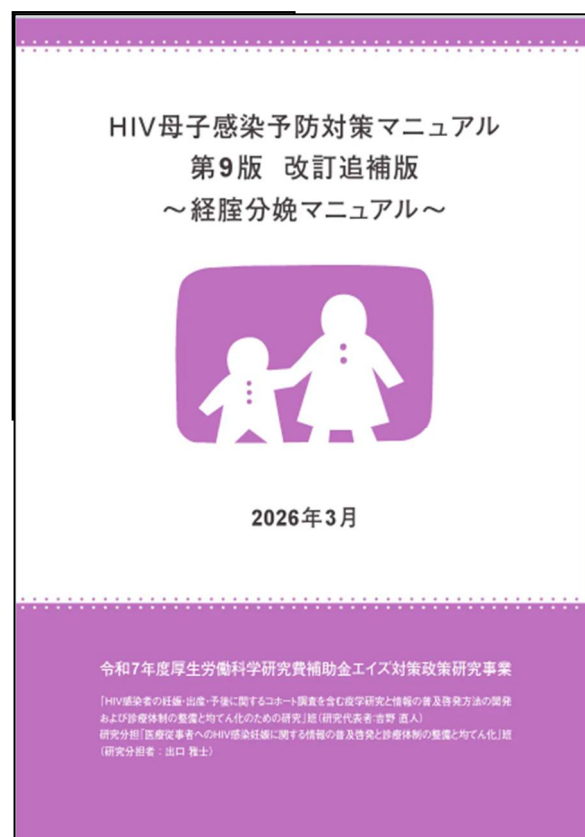
○HIV 感染症及び血友病におけるチーム医療の構築と医療水準の向上を目指した研究（令和6～8年度）

抗HIV治療ガイドライン 2026年3月版
<https://hivguidelines.jp/index.htm>



○HIV感染者の妊娠・出産・予後に関するコホート調査を含む疫学研究と情報の普及啓発方法の開発及び診療体制の整備と均てん化のための研究の研究（令和6～8年度）

HIV 母子感染予防対策マニュアル第9版
 改訂追補版～経膈分娩マニュアル～
https://hivboshi.org/manual/manual/manual_9r_nvnd.pdf



)

○HIV 感染血友病患者の救急対応の課題解決のための研究(令和7～9年度)

2025 年度版救急領域における止血機能異常症の診療ガイド

[https://shiketsu-](https://shiketsu-guide.com/docs/shiketsu-guide_2025.pdf)

[guide.com/docs/shiketsu-guide_2025.pdf](https://shiketsu-guide.com/docs/shiketsu-guide_2025.pdf)



○非加熱血液凝固因子製剤による HIV 感染血友病等患者の長期療養体制の構築に関する患者参加型研究

(令和6～8年度)

・薬害血友病等患者の医療と福祉・介護の連携に関するハンドブック Vol. 5

<https://kyusai.acc.jihs.go.jp/medics/document.html>



・つながるケアガイド <https://kyusai.acc.jihs.go.jp/medics/document.html>



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾患・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局がん・疾病対策課肝炎対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	266,175	9	9
令和6年度	266,175	10	9
令和7年度	254,218	9	9

3. 研究事業の目的

ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症である。肝炎対策基本法、肝炎対策基本指針の趣旨に則り、肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進する必要がある。本研究事業では、肝炎対策の基盤となる疫学研究や、地域における診療体制や社会基盤の構築、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究（令和5～7年度）

検査促進に関する体制整備、FIB-4を用いた健診医療機関からの紹介促進、非専門医による肝炎対策への関与促進等により、陽性者の精密検査受検率の把握地域の拡大を行った。

○肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究（令和5～7年度）

肝がん・重度肝硬変医療費助成の要件緩和につなげ、利用者数増加に寄与した。また、NCD（National Clinical Database）を活用して10万件以上の入院数データを収集し、予後因子に関する知見を得た。

○多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究（令和5～7年度）

「肝炎医療コーディネータースタディBOOK」の作成や肝Coサポートシステム等を活用した情報共有体制の整備により、活動継続を支援する仕組みを整備した。

- 指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究（令和５～７年度）
- 肝炎政策に係る各事業、医療提供の量と質を評価する指標を用いて経年評価を継続した。また、診療連携拠点病院における肝炎医療が均てん化されていたことを示した。さらに、一般国民に対する啓発方法としてエデュテインメント資材（「肝炎すごろく」）を作成し、その有効性を示した。
- 様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究（令和５～７年度）
- 患者を対象に偏見・差別に関する調査を行った。また、公開シンポジウムや肝炎講義・授業等を開催した。これらにより、偏見・差別の実態把握と啓発の取組を推進した。
- 様々な状況での肝炎ウイルス感染予防・重症化・再活性化予防の方策に資する研究（令和６～８年度）
- 歯科医療従事者を対象とした e-learning 教材案の作成、平成 28 年の B 型肝炎ワクチン定期接種開始前後に生まれた小児を対象とした疫学調査を実施した。これにより、感染率の低下傾向、発生数の減少傾向を示した。
- ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究（令和６～８年度）
- ICT 等を活用することで地域の肝炎診療の様々な課題を解決できることを示し、情報発信した。
- 全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 elimination に向けた方策の確立に資する疫学研究（令和７～９年度）
- NDB（レセプト情報・特定健診等情報のデータベース）等を用いた感染者数の推定や検査手順の評価により、行政施策の基盤となるデータを整備した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

（２）論文数などの業績（令和７年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
17	71	19	6	125	22	0	0	1	356

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	肝炎対策基本法、肝炎研究推進戦略等に基づき、肝炎対策を総合的に推進するための研究を推進することが今後も求められる。 本事業の研究成果は、受検・受診・受療の促進や、健康寿命の延伸に寄与することが期待される。今後も本研究事業の推進が必要である。
効率性 の観点 から	研究班会議への有識者の参加や、厚生労働省の担当者との連携により、研究推進に資する助言・情報共有が行われた。また、評価委員会による評価や、研究者間の連携を図ることにより、効率的な事業運営が図られた。
有効性 の観点 から	研究成果は、今後の新たな研究班の基盤データとして有効に活用された。また行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献した。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

我が国には多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、ウイルス性肝炎の elimination に向けた努力が払われている。全国規模の疫学調査により肝炎ウイルス感染状況等を把握し、行政施策の基盤となるエビデンスの創出が必要である。また、肝炎医療の均てん化に向けて、地域における病診連携推進や対策の状況把握をするための全国的なデータ収集と、既存の評価指標の継続的な運用が必須となる。地方公共団体や拠点病院等と意見交換を行い、地域の実情を踏まえた肝炎総合対策の充実につなげることも求められる。今後はこれらを踏まえ、肝炎総合対策の推進に資する研究を一層推進していく必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究（令和5～7年度）

学習効果向上を目的として、問題形式を取り入れた教育資材「肝CoスタディBOOK」を作成し、ポータルサイト上でも問題演習・正答確認・解説学習が可能な形式とした。

第5章 肝炎ウイルスの感染経路や様式

問題

患者さんから下記の相談を受けました。肝炎医療コーディネーター（肝Co）として、以下の回答が適切かどうか判断してください。

a)

相談者：「牡蠣小屋に行ってきました。生焼けの牡蠣もあったのですが、A型肝炎には感染しないでしょうか。」

肝Co：「生焼けでは感染する可能性があります。焼き牡蠣のときでも十分に加熱することが必要ですね。」

b)

相談者：「B型肝炎ウイルスを持っている方と結婚を前提にお付き合いすることになりました。何か事前においた方がいいことはありますか？」

肝Co：「性交渉で感染することはありませんので、B型肝炎ワクチンを打っておくことをお勧めします。」

c)

相談者：「お母さんがB型肝炎じゃないのに、どうして今は赤ちゃんが生まれてすぐB型肝炎ワクチンを打つようになったのですか？」

肝Co：「B型肝炎ウイルスに感染している人の体液（尿、唾液、涙、汗など）にはウイルスがあることがあります。これらを介して例えば、父親から子どもへの感染や、保育園などで、集団感染が起こった事例も報告されています。こうした感染を防ぐことに加えて、将来の性交渉や血液を介した感染を予防する効果もあるためです。」

d)

相談者：「母はC型肝炎ウイルスにかかっています。B型肝炎ウイルスは母子感染が多いと聞きましたが、C型肝炎ウイルスに感染していないでしょうか？」

肝Co：「C型肝炎ウイルスは母子感染はほとんどないので大丈夫だと思います。」

e)

相談者：「居酒屋で鳥刺しを食べました。E型肝炎に感染することはあるのでしょうか。」

肝Co：「ブタやシカ、イノシシなどの動物はE型肝炎ウイルスを保有していることがあり、生で食べると感染する可能性があります。ただし、鳥刺しではE型肝炎にかかることはありません。」

肝炎医療コーディネータースタディBook 22

回答・解説

a) 正解

A型肝炎ウイルスの感染経路は、経口感染であり、生の牡蠣を摂取することで感染する可能性があります。生焼けではウイルスが完全に死滅していないことがあります。

b) 正解

通常の生活（会食、トイレの共用、入浴など）ではB型肝炎に感染することはありませんが、傷口を通じて血液が触れるような濃密な接触や、ラグビーなどの激しいスポーツでの出血を伴う接触、性交渉などで感染することがあります。こうした場面に関わる可能性のある方には、B型肝炎ワクチンの接種が勧められます。

c) 正解

d) 間違い
C型肝炎ウイルスの母子感染は少ないものの、感染の可能性はあるので検査が必要です。

e) 正解

鳥刺しは、カンピロバクター感染に注意が必要です。E型肝炎はブタやシカ、イノシシなどの動物の生刺しやレバ刺しなどを摂取することによる感染経路が最近になり指摘されています。花札に例えて「いの、しか、ちょう」でなく、「いの、しか、トン」と覚えると覚えやすいです。

肝Coに必要な知識

A型肝炎



A型肝炎の感染経路

A型肝炎ウイルス（HAV:Hepatitis A Virus）は、ウイルスが蓄積した牡蠣や海産物などを摂取することにより感染します（経口感染）。また流行地への海外渡航中や輸入食材からの感染が知られています。食材は十分に加熱（中心温度85℃で1分以上）しましょう。交差汚染（例えば生の魚介類と加熱済みの食品を分けないと汚染される）にも注意が必要です。またHAVは、感染した人の便に排出されます。オーラルセックスやリミング（肛門をなめること）などにより、口から感染することもあります。

肝炎医療コーディネータースタディBook 23

肝炎医療コーディネーター

スタディ BOOK



厚生労働行政推進調査事業費補助金（肝炎等克服政策研究事業）
「多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究班」（江口班）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	医政局総務課
関係部局	医政局各課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	495,800（※1）	79	69
令和6年度	325,800	81	68
令和7年度	477,821（※2）	80	66

※1 令和5年度の予算額、採択件数は、当初予算（325,800千円、68件）及び研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and theIdeal society（society 5.0）and Generating Economic and social value：BRIDGE）から配分額（170,000千円、1件）の合算である。

※2 令和7年度の予算額、採択件数は、当初予算（318,298千円、65件）及び研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and theIdeal society（society 5.0）and Generating Economic and social value：BRIDGE）から配分額（159,523千円、1件）の合算である。

3. 研究事業の目的

本研究事業では、少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴う医療需要の変化に対応し、新たな医療技術やICT等も活用しながら、医療の質及び医療安全の向上を図りつつ、地域包括ケアシステムの構築を推進し、持続可能で良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域医療の基盤を確立することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○へき地医療の現状把握と人口動態に基づく医療ニーズを考慮した将来のへき地医療体制の構築に資する調査研究（令和6～8年度） へき地診療所及びへき地医療拠点病院を対象としたアンケート調査、現地調査等により、へき地医療提供体制の課題等を整理した。また無医地区の定義の再検討、無人化メッシュの評価、医療機関がない地域の可視化により、へき地医療

の評価に資する基礎資料を作成した。これらの成果は、持続可能なへき地医療提供体制の検討に活用されることが期待される。

○「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」

(令和6～8年度)

地域医療構想を踏まえた医療機関の機能転換や再編を図った事例に係る判断から実行までのプロセスで生じた課題とその解決策の整理を行った。この成果は、都道府県が新たな地域医療構想を推進する際の参考資料となることが期待される。

○「医師養成過程を通じた医師偏在対策の検証のための研究」(令和6～8年度)

早期キャリアにおける医師少数区域研修の期間およびタイミングと、その後の医師少数区域での従事の関連性が明らかになった。これらは、地域卒の義務年限終了後の定着等に係る施策の検討のための基礎データとして活用されることが期待される。

○「地域の人口構造、医療需要、医療資源と医療機関機能・病床機能等を踏まえた、アクセス可能・持続可能な医療提供体制構築のための政策研究」(令和7～8年度)

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会で示された医療機関機能に基づき医療機関機能報告の項目を体系的に整理した。今後、医療機関機能報告の検討の基礎資料としての活用が期待される。

○「我が国における集中治療医療の適正な供給体制を確立するための研究」(令和7～9年度)

医療機関における集中治療医療の実態を把握する全国調査を実施した。遠隔診療を用いた集中治療提供について、既存のガイドラインを見直し、医療提供体制の観点も含めた新たな遠隔集中治療ガイドラインの作成を行った。当該ガイドラインは、遠隔ICU体制整備促進事業において、医療機関が活用できるよう救急医療対策事業実施要綱に反映される予定である。

○「放射線診療の発展に対応する放射線防護の基準策定のための研究」(令和7～9年度)

新規の放射性医薬品・診療機器の使用に際して遵守すべき基準、マニュアル、提言等の作成を行い、「イットリウム-90 微小球体を用いた選択的内照射療法の治験適正使用マニュアル(案)」を作成した。また今後、Lu-177 または Ac-225 で標識した放射性薬剤の治験が増加することが想定されることを踏まえ、治験適正使用マニュアルの案を作成した。

○「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル改訂のための研究」

(令和7～9年度)

長時間労働医師への健康確保措置における「睡眠負債」に着目した管理が提唱されていることを踏まえ、睡眠負債評価質問紙のスコアの妥当性を客観指標の一つである PVT (Psychomotor Vigilance Test) 等により検証を行っている。今後、

さらなる研究を進めて、より科学的根拠の強い改訂版マニュアルの提案が期待される。

○医師臨床研修制度における基本的臨床能力評価試験の活用等に関する研究

(令和 6～8 年度)

基本的臨床能力評価試験の試験結果および受験者へのアンケート結果の分析により、令和 2 年の臨床研修制度見直しの影響、臨床研修環境と基本的臨床能力との関連等を検証した。本研究の成果は、次回の臨床研修制度見直しの検討への活用が予定されている。

○DX 推進時代の大規模災害時におけるシステムデータを活用した医療提供体制の数量的評価に関する研究 (令和 7～9 年度)

大規模災害時における災害医療・保健医療福祉の調整業務の構造と課題の整理を行った。地域全体で連携した地域連携型 BCP の好事例収集とモデル地域での実装準備を進めた。モデル地域において行政機関と協議し、地域連携型 BCP 作成プロジェクトにつなげた。

○医療文書と診療情報共有のための FHIR ドキュメント実装ガイド生成エコシステムに関する研究 (令和 7～8 年度)

FHIR に準拠した実装ガイドを効率的に生成・管理する基盤技術を確立した。これにより、電子カルテ情報共有サービスにおける標準化された診療情報共有の実現に資する成果を得た。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

○患者のケア移行に伴う薬剤師間の情報連携の現状課題の把握とその解決に向けた調査研究 (令和 6～8 年度)

患者のケア移行に伴う薬剤師間の情報連携課題について行ったアンケート調査の結果において、分析の精緻化が必要である。

○身寄りのない人や意思決定が困難な人への医療行為の同意に関する実態把握のための研究 (令和 6～8 年度)

判例研究を元に医療に係る意思決定の代理についての検討の準備を進めたものの、法制審議会民法(成年後見等関係)における医療に係る意思決定についての議論からは、医療に係る意思決定の代理は現時点では困難と考えられた。

○医師の働き方改革における C-1 水準適用専攻医の研修実態と時間外労働に関する研究 (令和 7～8 年度)

C-1 水準指定医療機関の専攻医を対象に 1 週間の自己記入式タイムスタディ調査設計に時間を要していたため調査自体が遅れた。しかし、年度末に調査を実施し、専攻医の労働実態を把握することができた。

○医療関係職種が専門性を発揮するための卒後教育に資する研究

(令和 7～8 年度)

職能団体等の卒後教育（研修制度・認定資格等）について、アンケート調査等を行ったがインタビュー調査は時間を要しており、令和7年度中の実施はできなかった。

○助産基礎教育における臨地実習の有り方に関する研究

（令和7～9年度）

分娩介助実習の効果的な教授方法（シミュレーション教育等）について明らかにすることを目的としているが、分娩介助件数のみを中心とした教育から、一定の直接介助経験を維持しつつ、多様な分娩経過や産婦ケア経験を含めた学習内容と能力獲得を総合的に評価する等が必要であるという限定的な提言に留まった。

（2）論文数などの業績（令和7年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
9	8	7	0	61	3	1	0	3	4

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	85歳以上の高齢者の増加及び生産年齢人口を中心とした人口減少とそれに伴う医療ニーズの質的・量的変化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している。こうした中、各地域で良質な医療を持続可能な形で受けることができるよう、医療行政の推進に当たっての多様な課題を解決する必要がある。本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できる医療提供体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。
効率性 の観点 から	医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間は原則2年以下とした。また評価委員の意見等を適切に研究へ反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ、定期的な進捗管理が行われた。さらに行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料やマニュアル等として活用すること等を前提にして研究課題を設定し、効率的に施策に反映された。
有効性 の観点 から	多くの研究課題の成果が行政施策に反映された。具体的には、集中治療領域におけるガイドラインの作成や放射性医薬品に係る適正使用マニュアルの作成等に活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、政策上の課題を解決するため、これまで多くの調査や検証が実施されてきた。今後も、過去の研究成果や、同一研究課題においてすでに得られた研究成果を踏まえた上で、研究の遂行が求められる。また、成果が不十分とされた点もあることを踏まえ、政策に活用していく必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○放射線診療の発展に対応する放射線防護の基準策定のための研究
(令和7～9年度)

イットリウム-90 微小球体を用いた
選択的内照射療法の治験適正使用マニュアル

日本インターベンショナルラジオロジー学会承認
(2025年10月14日)

日本核医学会承認
(2025年10月3日)

本治験適正使用マニュアルは、令和7年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「放射線診療の発展に対応する放射線防護の基準策定のための研究」（25IA1007）（研究代表者：細野 眞）の分担研究において案が作成され、日本インターベンショナルラジオロジー学会及び日本核医学会によって承認されたものである。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課、化学物質対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	123,712	21	17
令和6年度	123,712	20	17
令和7年度	123,691	24	17

3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進を目的に、労働安全衛生行政の推進に資する科学的知見を整備し、技術水準の向上を図る。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
⑫ 目的とする成果が十分に得られた事例 ○フィットファクタの支配因子探索による呼吸用保護具の適切な選択と使用のための簡易的チェック手法の検討（令和5～7年度） 顔サイズ・形状データおよび顔画像を用いた機械学習により、フィットテスト結果の予測精度が向上した。また、2つの動作の組み合わせによる簡易フィットテストで、従来法の代替となる可能性を示した。今後はフィットテストの簡略化（動作数削減）により、現場での負担軽減・実施効率向上に寄与することが期待される。 ○職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究（令和5～7年度） 女性特有の健康課題に関する健診・事業者向けマニュアルのたたき台を作成し、厚生労働省から公表した。また、アクションチェックリスト、解説書、eラーニング教材、アドボケート養成プログラム等の実践的資材を開発した。今後は厚生労働省マニュアルやアクションチェックリスト等、本研究の成果を活用した改

訂指針対応支援が、産業医団体・事業者団体・健診機関と連携して全国で展開されることが期待される。

○高齢労働者の転倒災害防止に向けた Occupational Fall Risk Assessment Tool (OFRAT) 短縮版の開発（令和5～7年度）

開発した OFRAT-5 が地域在住の高齢労働者の単回・複数回転倒のリスク評価に有用である可能性が示された。特に高リスク群では複数回転倒のリスクが高い者の抽出に有用であることが明らかとなった。現在、OFRAT-5 はスマートフォン等で利用可能な Web 評価システムとして公開されており、その活用により職場における評価・判定・フィードバックの標準化が期待される。

○「ナッジ」等の行動経済学的アプローチによる労働災害防止の取組促進に資する研究（令和6～7年度）

職場の転倒予防においては、生活習慣病管理、睡眠改善、禁煙、身体活動促進等の衛生教育に加え、楽しさを伴う身体活動への誘導、および危険箇所を目立たせる「ナッジ」が有用となる可能性が示された。今後は作業者が安全行動を取りやすい環境整備の観点から、転倒を始めとする労働災害防止への応用が期待される。

○心身機能のエイジングに着目した高齢期の就労支援に関する研究（令和5～7年度）

高年齢労働者の多様な働く理由や個人差を踏まえた柔軟な就労支援を推進することが、少子高齢社会における持続可能な労働環境整備につながることを示唆された。これにより、高齢期の安全な就労継続を支援する労働衛生上の支援策の根拠となることが期待される。

○産業現場で活動する保健師・看護師の活用及び資質向上のための方策に係る研究（令和5～7年度）

本研究で開発した教育プログラムは、産業保健未経験および経験の浅い看護職に対する教育プログラムとして一定の有用性が示された。今後は本教育プログラムの社会実装を推進するとともに、産業保健関連団体や教育機関と連携し、産業看護職が継続的に学習・能力向上を図ることができる教育体制へと発展させることが期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	48	9	0	61	8	0	0	5	70

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	近年の労働災害は、死亡災害は長期的に減少傾向にある一方で、休業4日以上死傷災害は増加傾向にある。さらに、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者の労働災害件数が増加している。これらのほか、中小事業場における災害も多数を占めており、安全衛生対策の取組促進が不可欠である。また、労働者の健康の保持・増進に関しては、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援等、求められる対応が多様化している。このため、産業保健の体制や活動の見直しが求められている。加えて、化学物質による健康障害の防止や石綿対策の着実な実施も必要である。 これらの課題の解決に向け、本研究事業では、最新の工学的技術や医学的知見等の収集・活用を行った。それにより、エビデンスに基づく労働安全衛生施策の推進を図り、労働者の安全と健康を確保することが必要である。
効率性 の観点 から	労働安全衛生に関する研究の動向を考慮しつつ、第14次労働災害防止計画に基づき、重点課題を設定した。また、外部専門家による事前評価および中間評価を実施し、研究方法や内容の妥当性を確認した上で、重点課題に直結した成果を得られる課題を採択した。さらに、各研究課題を長期的な視野で管理し、必要額の精査も行い、効率的な研究実施体制を確保した。
有効性 の観点 から	労働安全衛生の各分野における現状分析、最新の工学的技術や医学的知見等の科学的根拠の集積、法令等の課題の抽出及び整備が継続的に行われた。これらの成果を踏まえ、安全衛生関係法令の改正やガイドラインの策定等が行われた。その結果、労働災害の減少、労働者の健康の確保等、さらなる労働者の安全衛生対策の推進につながる。以上から、本事業は有効であると評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

より一層行政需要に沿った研究を実施することが求められる。あわせて、「第14次労働災害防止計画」等を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握を進める必要がある。また、医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究（令和5～7年度）



○高齢労働者の転倒災害防止に向けた Occupational Fall Risk Assessment Tool (OFRAT) 短縮版の開発（令和5～7年度）

高年齢労働者向けの転倒リスクセルフチェック

高年齢労働者のための 転倒リスクセルフチェック

セルフチェックの進め方

- このセルフチェックは、4つの質問と1つの体力測定から構成されます（所要時間は2分程度です）。
- 体力測定ではストップウォッチを使用します（スマホのストップウォッチ機能をご利用ください）。
- 判定結果の対応策をよくお読みになって、ご自身の転倒対策に活かしてください。

注意事項

- 判定結果は、今後一年間に生じる職業転倒のリスクの程度を示しています。
- ただし、完全にリスクを把握できるわけではないので、実践的な資料としてご利用ください。
- 雇用主や管理職がこのセルフチェックを導入する場合は、高年齢労働者が判定結果によって不意な扱いを受けないように十分に留意してご利用ください。

次の5つの項目について
『はい』か『いいえ』をお選びください

1 転倒歴
過去一年間に転倒・転落したことがありますか？

はい
いいえ

ここでの転倒・転落は、不注意によって、地面や物より低い位置（階段下など）へ倒れることです。他人（自動車や自転車を含む）との衝突、意識喪失、麻痺、てん

高年齢労働者向けの転倒リスクセルフチェック

判定 あなたの転倒リスクは **高い** です

あなたの『はい』（＝リスク因子）の数は **3** 個でした。
転倒危険度は高く、軽微な転倒と考えるべきです。
該当した項目の対策をよくお読みになり、今後の参考としてご利用ください。

1 転倒歴
過去一年間に転倒・転落したことがありますか？

はい 身体機能を改善するための運動を実施しましょう。具体的には、つま先上げ、かかと上げ、椅子を利用したスクワットなど下腿の筋力運動や、安定した机の横で片足でバランスをとる運動などが効果的です。

2 既往歴
現在、糖尿病の治療を受けていますか？

いいえ かかりつけ医と糖尿病の管理方法についてよく相談しましょう。運動習慣や食生活を見直し、体の機能の維持や回復に努めることは転倒を予防する上でも重要です。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局食品監視安全課
関係部局	

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	649,216	32	29
令和6年度	456,184	35	33
令和7年度	444,463	36	33

3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全に係るリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 I. 食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究及び食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果 ○食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究（令和5～7年度） 食品中の放射性物質の非破壊検査法の評価・検討を行うほか、消費者への効果的な情報発信の方法の検討を行った。研究成果は、食品中の放射性物質の非破壊検査法の通知の発出や、厚生労働省 HP における検査結果の情報発信の方法の改善に寄与した。 ○と畜・食鳥処理場における HACCP の検証及び食肉・食鳥肉の衛生管理向上に資するための研究（令和5～7年度） と畜場や食鳥処理場における微生物の検出状況に関するデータを収集・解析し、と畜場の衛生管理状態に応じた外部検証頻度の合理化に向けた基礎資料を提示した。研究成果は、と畜場における外部制度管理の頻度にかかる運用を明確化する通知発出につながった。

○食品媒介感染症被害実態の推計に基づく施策評価のための研究 （令和５～７年度） 食中毒として報告されない散発事例を含む日本全国の食品由来疾患の被害実態を推計した。また、WHO による初の国別の食品由来疾患の患者数、死者数等の推計値の公表に向けた令和７年度中の各国協議においては、WHO の食品由来疾患の被害実態推計研究及び推計手法について厚労省等関係省庁へ情報提供した。 Ⅱ．外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果 ○ワンヘルス・アプローチに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランスと伝播機序解明のための研究（令和６～８年度） 薬剤耐性菌及びそのゲノム情報を国立感染症研究所薬剤耐性センター耐性菌バンクに集約し、その結果の一部を WHO グローバルアクションプランの一環として行われている GLASS（Global Antimicrobial Resistance Surveillance System）に報告した。また、薬剤感受性試験のデータを厚労省の薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会の年次報告書に提供した。									
②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
（２）論文数などの業績（令和７年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
14	61	20	2	169	20	0	0	5	70

５．研究成果の評価

必要性 の観点 から	食品の安全性の確保は多くの国民が高い関心をもっており、国民の健康へ直接的に影響を及ぼす。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）の検討が可能となることから、必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	食中毒対策、食品中の有害物質（放射性物質等）などの国民の関心の高い研究、新たな検査法の開発等の成果は、各種の通知やガイドラインの作成に直接反映され、効率的・効果的に施策に活用された。
有効性 の観点 から	得られた成果は、食品衛生監視行政の企画立案・評価、国内のリスクコミュニケーションなどに活用されるほか、国際機関にもデータ等が提供されるなど、国際交渉や国際貢献にも活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

食品等の監視指導に資するための科学的根拠を与える研究、食品中の各種分析法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究、食中毒発生の防止、原因究明の迅速化・高度化による被害拡大の防止等に資する研究などは、食品安全行政におけるリスク管理機関として、食品等の検査法、国際協調・貢献、リスクコミュニケーション推進に関する科学的知見の集積に資する重要なものであり、引き続き推進する必要がある。

また、政府一体で進めている農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等も推進していく必要がある。

さらに、関係省庁における研究等や研究班の間の情報交換等を積極的に行うことで、より効率的・効果的に研究を推進するべきである。個々の研究班（特に若手研究班）の成果の質の向上、研究班間の情報交換の場の設定等、研究事業が総合的かつ実効的に遂行されることが必要である。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究

（令和5～7年度）

「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和7年8月28日付け食品監視安全課事務連絡）

事務連絡
令和7年8月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について

食品中の放射性セシウムスクリーニングについては、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（平成23年10月4日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡。平成24年3月1日最終改正。）を参照し、実施しているところです。

今般、しいたけ及びまいたけについて、試料の細切や混和を要しない、いわゆる非破壊検査法による放射性セシウムスクリーニング法の検討がなされたこと及びこしあぶらについて、対象装置の追加の検討がなされたことを受け、「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和3年3月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡。令和6年7月1日最終改正。）の別添「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を、本事務連絡別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

○と畜・食鳥処理場における HACCP の検証及び食肉・食鳥肉の衛生管理の向上に資するための研究（令和 5～7 年度）

「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について（改正通知）」
（令和 8 年 3 月 26 日付け健康・生活衛生局長通知）

健生発 0326 第 12 号

令和 8 年 3 月 26 日

各
（都道府県知事
保健所設置市長
特別区長）
殿

厚生労働省健康・生活衛生局長

（公 印 省 略）

と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について（改正通知）

と畜場法施行規則第 3 条第 6 項又は第 7 条第 5 項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 条第 4 項に基づく食鳥検査員による検査又は試験（以下「外部検証」という。）については、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日生食発 0528 第 1 号。以下「外部検証通知」という。）により、その実施に関する手順、評価方法等を通知しているところです。

今般、別添のとおり外部検証通知を改正することとしましたので、通知いたします。本改正では、外部検証通知の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、より実態に即した内容となるよう、外部検証の頻度に係る運用を明確化しました。外部検証の実施に当たっては、管轄する施設の規模や衛生管理の実態に加え、これまでの各施設における外部検証の結果等を踏まえ、施設ごとに妥当と考えられる頻度を設定することが可能ですので、御了知の上、引き続き適切な運用を図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

○食品媒介感染症被害実態の推計に基づく施策評価のための研究

(令和5～7年度)

「食品媒介感染症の実被害患者の推計について」(令和7年12月18日内閣府
食品安全委員会第98回ウイルス・微生物専門調査会資料3)

2025年12月18日(木)

食品安全委員会
第98回ウイルス・微生物専門調査会

食品媒介感染症の実被害患者の推計について

和洋女子大学家政学部

熊谷 優子

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局食品監視安全課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	219,713	1	1
令和6年度	219,713	1	1
令和7年度	276,572	1	1

3. 研究事業の目的

平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 臨床的追跡調査・疫学調査については、油症患者の長期死亡リスクの再評価を目的に、油症患者の生存・死亡情報をアップデートした。また、検診受診者の血液中のPCDF等（ダイオキシン類）の濃度を継続的に測定するとともに、血液中PCB分析の精度管理についてデータ解析を行い、定量分析が適切に実施されていることを確認した。さらに、油症患者の口腔乾燥症や抗ミトコンドリア抗体の出現率に関する検討などを行った。これらの成果は、今後の予防・診断・介入の基盤となり、ダイオキシン類の影響のさらなる解明が期待される。 また、基礎的研究においては、ダイオキシン類の受容体であるAHR（Aryl hydrocarbon Receptor）の働きに着目し、培養細胞・動物を用いた実験を継続して行った。油症患者で症状を認める皮膚、口腔内、神経等の臓器において様々な基礎研究が行われ、油症に関連する症状のメカニズムが徐々に明らかになりつつある。気道上皮ではSIRPαが炎症制御の新たな標的となり得ることを示唆する結果が得られた。さらに、芍薬甘草湯は末梢神経障害をCYP1A1発現や酸化ストレスの抑制を通じて改善に寄与する可能性が示唆された。これらの研究成果は、将来的に油症の治療等に活用されることが期待される。

②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。									
(2) 論文数などの業績(令和7年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	推進法の基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究」を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及、活用、及び発展させることが示されている。また、ダイオキシン類の慢性影響の大規模な継続的検証(疫学調査)は世界的にも例がないため、科学的にも社会的にも極めて必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進され、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められた。
有効性 の観点 から	推進法に基づいて実施された研究の成果は、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために活用されており、極めて有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

推進法に基づいて、カネミ油症に関する専門的、学際的、又は総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る必要がある。
--

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでにやってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。（画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHP から抜粋）



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュトリーサイエンス政策研究事業
主管部局（課室）	医薬局総務課
関係部局	医薬局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課、医薬安全対策課、血液対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	608,598	52	51
令和6年度	429,095	53	50
令和7年度	378,868	61	60

3. 研究事業の目的

薬事行政（無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等）の各種制度における課題に対して、政策を実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○ワクチン等の品質確保を目的とした国家検定の最適化と国際整合化のための研究（令和6～8年度） 国家検定における各品目の試験項目について、試験の削除が可能と思われる項目の検討を行った。また、SLP（製造・試験記録等要約書）審査のみによるロットリリース（検定）が可能と思われる品目を選定した。本研究の成果に基づき、複数の血液製剤において力価試験等を削除した。加えて、抗HBs人免疫グロブリン等についてはSLP審査のみによるロットリリースが可能となり、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）に移管した。 ○薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究（令和7～8年度）

全国の一般住民、薬物関連障害患者等を対象とした実態調査を行った。年齢別、性別等に応じた薬物の生涯経験率をはじめとした薬物乱用・依存状況及びその推移等の解析情報が得られた。薬物乱用・依存対策のほか、薬物関連施策の立案・評価に際しての基礎データ、国連や国際会議での国内実態の報告等に活用している。

○若年層に対する献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究
(令和6～7年度)

血液製剤の医療需要と供給の予測、若年層に対する献血推進の方策とその効果、国内外の血液製剤に係る研究開発の動向を調査した。中期目標「献血推進2025」の献血率目標値の妥当性及び2028年度の目標値案を献血推進調査会で報告した。

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売における薬剤師等の資質向上に関する研究
(令和6～7年度)

薬局等のOTC医薬品の取扱いに係る実態調査、OTC医薬品販売時の薬剤師等の関与に関する好事例の収集を行った。これにより、OTC医薬品を販売する薬剤師等の関与に係る課題を整理した。また薬剤師等に求められる具体的な対応や店舗での対応をより有効に行うための研修プログラムが提案され、薬剤師等の資質向上につながる成果が得られた。

○再生医療等製品の市販後安全対策におけるRMPの活用に関する研究
(令和6～8年度)

再生医療等製品におけるRMP(医薬品リスク管理計画)の導入方針や導入にあたり周知すべき内容等の検討を行った。また、再生医療等製品及び医療機器の不具合等報告制度の見直しを検討した。本研究の成果は、令和8年5月施行の改正薬機法施行規則における再生医療等製品及び医療機器の不具合報告制度の改正に活用した。

②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2)論文数などの業績(令和7年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
80	112	81	14	236	34	3	0	17	134

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	薬事監視等に関して、近年の医薬品の製造及び品質管理技術の向上に伴い、試験項目や試験頻度の見直しなどを行うなど、本邦の国家検定制度をより効果的かつ効率的な制度に向上させる必要がある。 薬物乱用に関して、薬物乱用状況の実態把握、危険ドラッグや規制薬物等の流通状況や毒性に係る情報の収集、鑑別手法や評価手法の新規開発等を行う。このことで、製品の流通規制など、保健衛生上の危害発生防止を図る必要がある。 血液事業に関して、若年層に対する献血推進の方策の検討、医療に必要な血液の確保を進める必要がある。 医薬品の販売制度に関して、OTC 医薬品の適正使用の推進のためには薬剤師等の資質向上を検討する必要がある。 市販後安全対策に関して、承認時点では安全性情報が限られる品目が増加していること等の理由から、副作用等報告制度や添付文書の記載要領等を含む市販後安全対策を検討する必要がある。
効率性 の観点 から	研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画するなど、研究成果を効率的に普及できるように工夫した。また医療従事者、製薬団体、国立感染症研究所等との協力を通じて、新興・再興感染症の情報収集を行い、必要時には血液製剤の安全性を確保するため病原体に対する迅速かつ簡便な検出系を構築するなど、適切な体制で効率的に検討を行った。
有効性 の観点 から	薬事監視等に関して、研究成果が国家検定における JIHS（国立健康危機管理研究機構）から PMDA への業務移管に係る品目選定に活用されるなど、薬事監視業務における効率的、効果的な制度の運用を可能とする有効な研究成果が産出された。 薬物乱用に関して、薬物乱用状況の実態把握による薬物関連施策の立案・評価の基礎データのほか、指定薬物等の指定等の基礎資料としての活用や、関係機関に提供することによる現場における迅速な取締りへの活用が可能となる有効な研究成果が得られた。 血液事業に関して、献血教育における参加型実習の効果が立証され、活用がされる。 医薬品の販売制度に関して、薬剤師等の専門家に求められる具体的な対応の提案や、薬剤師等の研修資材例を提示され、OTC 医薬品の販売における薬剤師等の資質向上に資する提案につながる成果が得られた。 市販後安全対策に関して、再生医療等製品及び医療機器の不具合報告制度の改正や通知改正につながる成果が得られた。

6. 改善すべき点及び今後の課題

薬事監視等に関して、感染研（現 JIHS）から PMDA への検定業務の移管が令和 7 年度から 5 年程度要する見込みであり、SLP 審査のみでロットリリースが可能な品目の検討を継続して実施する必要がある。

薬物乱用に関して、NPS（新規精神作用物質）がインターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、今後も海外の情報を収集するとともに、分析法・鑑別法の構築が求められる。

血液事業に関して、各種の新規血液製剤の製造・開発の点で課題が多かったことから、今後は国内での開発・承認申請を促進するべく、海外での有効性、安全性等をエビデンスベースで調査していく必要がある。

医薬品の販売制度に関して、OTC 医薬品の取り巻く環境の変化を踏まえた薬剤師等の有資格者に必要な技能・知識の整理、それに応じた研修の実施等の検討を行う必要がある。

市販後安全対策に関して、新たな技術を用いた医薬品・医療機器等の開発や医療 D X も見据えた情報収集、情報提供等を行う必要がある。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

〇ワクチン等の品質確保を目的とした国家検定の最適化と国際整合化のための研究（令和6～8年度）

医薬監麻発 0401 第5号

令和8年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第178号）により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

（参考）医薬品医療機器等法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001699231.pdf>

○若年層に対する献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究
(令和6～7年度)

まとめ

- ◆ 今回、コロナ禍の時期を含むデータを用いて、「献血推進2025」で掲げられた2025年の16-39歳献血率目標値を、再度算出したところ

16-39歳目標献血率：6.7-7.1%（献血推進2025目標値：6.7%）

16-19歳：6.4-6.7%（献血推進2025：6.6%）

20-29歳：6.9-7.3%（同：6.8%）

30-39歳：6.6-7.0%（同：6.6%） となった。

コロナ禍中に、様々な取り組みにより40歳以上の献血者数が増加したが、需要と供給の差による献血者の不足分がR2予測値より増加した。その結果、不足分を若年層で補うとした場合の目標献血率はやや高めに算出されたが、**献血推進2025の目標献血率の修正は不要**と考えられた。

- ◆ 同様の算出を行い、2028年献血率目標値を算出した：

16-39歳目標献血率：6.5-6.9%

16-19歳：6.8-7.2%

20-29歳：6.7-7.1%

30-39歳：6.3-6.6%

献血率目標値には、コロナ禍の影響が示唆され、2022年以後のデータを元に再度目標値を算出することが必要と考えられた。

18

事務連絡

令和7年1月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局血液対策課

「献血推進 2025」の期間延長について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、薬事審議会血液事業部会献血推進調査会において審議し、中期目標「献血推進 2025」について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市区町村及び都道府県赤十字血液センターと十分に連携を取り、献血事業の更なる推進に特段の御配慮を御願ひ申し上げます。

記

1 中期目標期間について

「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」（令和6年3月29日厚生労働省告示第153号。以下「基本方針」という。）の対象期間（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度）と、献血の中期目標期間を合わせることで、基本方針に基づき、国、日本赤十字社、都道府県、市町村等が一体となって献血を推進することができるようにするため、「献血推進 2025」の目標期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度）を、令和10（2028）年度まで延長する。

2 達成目標について

当面の間は、各目標についてポストコロナの人口動態の経過をみながら、引き続き、それぞれの達成状況を確認しつつ献血推進の取組を行っていく。

今後、免疫グロブリン製剤の需要動向の変化など、目標献血率に大きな影響を及ぼすような変化が起こり得る可能性も踏まえ、引き続き、血液製剤の需要

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	国立医薬品食品衛生研究所総務部業務課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	457,392	23	18
令和6年度	457,392	23	18
令和7年度	439,856	26	20

3. 研究事業の目的

化学物質によるヒト健康へのリスクに関して、化学物質の総合的かつ迅速な評価、新たな評価手法の構築に資する研究を推進する。これにより、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の安全な生活の確保を図る。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要
①目的とする成果が十分に得られた事例 ○家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究（令和5～7年度） ヘリウム等の供給不足、有害な試薬を使用する試験法が存在すること等を踏まえ、ヘリウムを使用しない代替試験法やより安全な試薬を使用する試験法の開発を行った。得られた知見を試験法の改正に係る薬事審議会での検討に用い、関係通知の改正が行われた。 ○国内外で開発されOECDで公定化されるNAMを活用した試験法の行政的な受け入れに対応するための研究（令和6～8年度） 国際的にも様々なNAMsの開発が推進されている中で、国内で開発した試験法がOECDで公定化されるよう推進した。複数の試験がOECDテストガイドラインに収載されるなど、国際的評価手法の整備に寄与した。 ②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
6	68	4	8	208	31	4	1	2	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	日常生活に利用される化学物質の安全対策は、国民生活に直結する重要課題である。また、国際的には、化学物質によるヒトへのリスクを最小化した状態での化学物質の利用が目標とされているため、国際協調の下、科学的根拠に基づく化学物質の有害性評価及び規制の整備が不可欠である。本事業はその基盤を担うものであり、必要性は極めて高い。
効率性 の観点 から	化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所（以下「国衛研」という。）を中心に、研究管理及び進捗管理が一元的かつ効率的に実施された。また、国衛研のプログラムオフィサーによる関与や研究班間の連携により、効率的な研究推進が図られた。
有効性 の観点 から	研究成果は、国内法令に基づく規制や試験法の整備に活用されるのみならず、国際的な試験法ガイドライン等の策定にも寄与しており、国内外において有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業の「必要性」、「効率性」、「有効性」は上記のとおり極めて高く、優れた研究事業である。今後、更によりよい事業とするため、以下の点に留意して実施すべきである。

- 将来の化学物質の有害性評価の担い手育成のため、若手研究者の優先的な活用など新たな取組も検討していくことが望ましい。
- 評価委員による研究評価を踏まえ、研究の継続可否の判断等を行うなど、メリハリのある事業運営体制を検討することが必要である。

<参考> 令和7年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究（令和5～7年度）

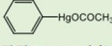
・有機水銀化合物の改正試験法の概要

試験法の改正（概要）		令和7年度 第1回 薬事審議会 化学物質安全対策部会 家庭用品安全対策調査会 2026（令和8）年2月18日	参考資料 2-1
------------	--	--	-------------

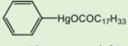
有機水銀化合物の改正試験法概要



塩化フェニル水銀



酢酸フェニル水銀



オレイン酸フェニル水銀

対象有害物質(例)

現行試験法

1. 試験溶液の調製

- 試料1.0 gを分液ロート①に量り取り、0.5 mol/L塩酸を加えて30分放置
- 四塩化炭素**を加えて抽出を行い、下層を分液ロート②に採取
- 分液ロート①に**四塩化炭素**を加えて抽出を行い、下層を分液ロート②に採取
- 分液ロート②にシステイン・アセテート溶液を加え、振とう後、上層（システイン・アセテート層）を採取し、試験溶液とする。

2. 試験

- 下記のいずれかのフレイムレス原子吸光法にて測定
- ア 加熱酸化－金アマルガム法
- イ 還元気化法

改正試験法(案)

小峯ら, 薬学雑誌 2025

1. 試験溶液の調製

- 試料1.0 gを容器①に量り取り、0.5 mol/L塩酸を加えて30分放置
- シクロヘキサン・酢酸エチル混液**(3/1, v/v)を加えて振とうし、上層を容器②に採取する(分離が不十分な層も含めて採取する)。
- 容器②を遠心分離して上層を容器③に採取する。残液は容器①に戻す。
- 容器①に再度**シクロヘキサン・酢酸エチル混液**を加えて抽出を行い、上層を容器②に採取する。
- 容器②を遠心分離し、上層を容器③に採取、下層は容器①に戻す。
- 容器①の残液と残渣をガラスろ過器に移し、吸引ろ過してろ液を容器④に回収する。残渣を**シクロヘキサン・酢酸エチル混液**で洗い込み、吸引ろ過して容器④にあわせる。
- 容器④のろ液の上層を容器③に採取する。
- 容器③にシステイン・アセテート溶液を加え、振とう後、下層（システイン・アセテート層）を採取し、試験溶液とする。

2. 試験

- 下記のいずれかのフレイムレス原子吸光法にて測定
- ア 加熱酸化－金アマルガム法
- イ 還元気化法

課題
有害試薬(四塩化炭素)の使用

改正ポイント
安全な試薬
(シクロヘキサン・酢酸エチル混液)の使用

・「医薬薬審発 0420 第9号 令和8年4月20日付厚生労働省医薬局審査管理課長通知」の鑑

医薬薬審発0420第9号
令和8年4月20日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公印省略)

「家庭用品中の有害物質試験法について」の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき指定された有害物質については、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和49年厚生省令第34号）別表第1において定める基準に適合するかを公定の試験法により測定することとされており、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和4年3月28日付け薬生薬審発0328第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「試験法通知」という。）の別添「家庭用品中の有害物質試験法」において、基準に適合するかを判断するための公定試験法を定めています。

今般、別添1新旧対照表のとおり試験法通知の一部改正を行いました。改正後の試験法通知の別添「家庭用品中の有害物質試験法」全文は別添2のとおりです。

つきましては、下記の点も踏まえつつ関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遅滞なきよう、お願いいたします。

記

1. 改正の概要

(1) トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物の各試験法の一部改正

現行の試験法においては、ガスクロマトグラフィーのキャリアーガスとしてヘリウムガスを使用することとなっているが、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、代替キャリアーガスとして窒素及び水素を使用可能とするための改正を行う。

(2) 有機水銀化合物の試験法の一部改正

① 現行の試験法においては、溶出溶媒として有害な試薬である四塩化炭素を使用することとなっているが、より安全な試薬であるシクロヘキサン及び酢酸エチル

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康・生活衛生局健康課地域保健室
関係部局	大臣官房厚生科学課 災害等危機管理対策室 健康・生活衛生局 健康課 保健指導室、生活衛生課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
令和5年度	267,110	25	22
令和6年度	218,808	25	24
令和7年度	200,897	28	23

3. 研究事業の目的

健康危機事象に対し、国及び地域における実効的な対応を可能とするために、 ○関係機関等との連携に基づく健康危機管理体制の整備 ○具体的な対応能力の向上のための人材育成の推進 ○科学的根拠に基づいた対応方策の確立 等に資する研究を推進する。その成果は、施策への反映と全国への普及を図る。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
①目的とする成果が十分に得られた事例
【地域保健基盤形成分野】 ○健康危機発生時における保健所設置自治体や保健所の組織体制並びに人材育成等の強化、及びブロックごとの DHEAT 体制強化のための研究 (令和6～7年度) DHEAT の対応体制強化を目的とした実証訓練が実施された。健康危機の発生に備えた地方自治体の体制強化の推進が期待される。 ○災害時における地域保健活動を推進する体制整備に資する研究 (令和6～7年度) 関連施策の動向精査や自治体を対象とした基礎調査（健康危機事象の実態、健康危機発生に備えた体制整備等）を実施した。調査結果をもとに関係者の意見を反映し健康危機管理事象発生時の保健活動に関する提言をとりまとめた。

【生活環境安全対策分野】

- 「デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理基準の達成等に向けた検証研究」（令和5～7年度）

厚生労働省の検討会の中間とりまとめを作成・公開した。衛生水準や点検・検査の真正性を維持した技術活用に係る制度改正が進むことが期待される。

- 「旅館業法及び興行場法の施設における感染防止対策等を含む衛生管理の推進のための研究」（令和6～7年度）

感染対策研修マニュアル案の作成及び施設規模や運用実態に応じた維持管理上の実態の把握を行った。旅館業法及び興行場法の施設における衛生管理水準の向上や、感染防止対策を担う人材育成への活用が期待される。

【健康危機管理・テロリズム対策分野】

- 「大規模イベントに対する戦略的リスクアセスメント及びヘルスシステムの強化に向けた標準的枠組に関する研究」（令和6～8年度）

大規模イベント実施時の戦略的なリスクアセスメントやヘルスシステムの強化のための計画・手順を検討した。大阪・関西万博開催時には、感染症事案の早期探知・リスク評価及び関係機関への情報共有を行うことで、対応の企画・実施、改善策の提案に貢献した。

- 「CBRNE（※）テロリズム等における公衆衛生危機対応能力の向上のための研究」（令和7年度）

世界健康安全保障行動グループ（GHSAG）等の国内外ネットワークを通じて科学的・政策的知見を集約し、専門家会合を実施した。また医療・救護支援ツールを改訂し、有事対応の実効性向上に寄与した。さらに国内未承認薬を含む有用医薬品を提示した。

※CBRNE：Chemical, Biological, Radiological, Nuclear, Explosive

- 「重層的な保健医療福祉マネジメントに関する研究」（令和7～8年度）

保健医療福祉マネジメントの実態把握と課題整理を行った。また保健活動マニュアル・アクションカードの整備、研修・実動訓練を実施した。さらに、地域特性を示す指標やガイド作成に向けた骨子の検討を進めた。

- 「D24Hシステム改修に繋げるための課題整理と円滑な運用に係る訓練・研修実施に関する研究」（令和7～8年度）

D24H活用に向け、保健・医療・福祉分野における厚生労働省・本庁等行政と支援チームの災害時行動を整理し、地震・水害等に対応した研修プログラムのプロトタイプを作成した。また、研修・訓練を通じて運用実績を蓄積し、支援チーム向けダッシュボードの改善案を提示した。

- ②目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和7年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
12	30	26	1	73	6	0	0	8	28

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築される。健康危機管理・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携をさらに充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出す必要がある。したがって本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を確保するために不可欠である。
効率性 の観点 から	健康危機管理、地域保健基盤形成、生活環境安全対策の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が資金を拠出する機関として研究費配分機能を担うことで、実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的かつ効率的になされた。
有効性 の観点 から	研究成果の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイド」、「基準値・検査方法」等の形で得られている。さらなる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たした。

6. 改善すべき点及び今後の課題

今後も、地域保健基盤形成、生活環境安全対策、健康危機管理・テロリズム対策の3つの分野において社会のニーズに応じた研究を継続して推進していく必要がある。

地域保健基盤形成分野では、多様化する健康危機事象に対して、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、健康危機管理対策の研究を推進する必要がある。また、地域保健行政の方向性や役割を明確化し、人材確保や育成、及び能力が発揮できるような体制づくり、情報収集や情報共有の体制や対応する組織の整備等に関する研究も推進すべきである。

生活環境安全対策分野では、国民の健康被害の防止、公衆衛生の維持向上の観点から、最新の知見及び科学技術に即した生活衛生分野及び建築物衛生分野等における衛生管理に関する研究を推進する必要がある。

健康危機管理・テロリズム対策分野では、CBRNE テロ・特殊災害に対する体制整備や訓練・人材育成の手法、健康危機における被災者等を対象とした研究、健康危機時のリスクコミュニケーション機能強化の研究を推進する必要がある。また自然災害対策については、保健医療福祉調整本部の能登半島地震での対応を踏まえた現状調査と課題整理を実施し、連携体制の構築に関わる研究を推進すべきである。

＜参考＞ 令和 7 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について（令和 8 年 3 月 31 日発出）

	府 政 防 第 514 号 科 発 0331 第 12 号 医 政 発 0331 第 74 号 産 情 発 0331 第 9 号 健 生 発 0331 第 35 号 感 発 0331 第 9 号 医 薬 発 0331 第 23 号 社 援 発 0331 第 49 号 障 発 0331 第 13 号 老 発 0331 第 13 号 令和 8 年 3 月 31 日
各都道府県知事 殿	
	内閣府政策統括官（防災担当） 厚生労働省大臣官房厚生科学課長 厚生労働省医政局長 厚生労働省大臣官房医薬政策課長・医療情報審議官 厚生労働省健康・生活衛生局長 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 厚生労働省医薬局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省老健局長 （公 印 省 略）
	大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について
	大規模災害時の被災者に対する保健医療福祉活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局長通知」という。）及び「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備されてきた。また、近年の災害対応の経験から、保健・医療・福祉の連携の重要性が指摘され、各都道府県において保健医療福祉調整本部の整備が進められてきた。さらに、「令和6年能登半島地震を